

環境学における持続性と環境訴訟

ミズノ株式会社法務部 高橋 靖

はじめに

本稿は、環境訴訟を中心に環境学の現状とその突破口をめぐる考察をまとめたものである。第1章では、生態系の原理の把握、人間活動および思想の生態系への影響、両点を踏まえた改善方向の策定という環境学について、現状を主に生態学や環境訴訟などの観点から論じる。生態学の近年における努力と、その到達した内容が概観される。共生のメカニズムの解明が進められていることを紹介し、環境指標の充実がはかられていることとその意義について検討する。また、わが国の環境紛争の法的手続きが概説され、半世紀ほどの環境訴訟の現状が示される。

地球環境問題の遠因の一つともいえる近代の科学革命だが、第2章においては、その影響による実証主義への対応として、思想史のなかで大きな役割をはたす解釈学と法解釈について論ずる。20世紀における言語論的転回と解釈学の関係を整理し、合わせて、その法哲学に対する影響に関しても吟味する。とくに、ディルタイ、ハイデガー、ガダマーと続く解釈学が、ドゥオーキンの構成的解釈にも取りいれられていることを示す。法解釈の基本的な分類が予備的に考察され、環境訴訟における具体的な例が述べられて、差止訴訟と原告適格が課題となっていることが明らかにされる。

第3章では第1章と第2章を受けて、道半ばである環境学と環境法に新たな展開をあたえるための、具体的な方策がいくつか試論的に提示される。生態

系への影響と人間活動を対比させるための、CVMおよびエコロジカル・フットプリントを中心とする環境指標について考察する。そのうえで、環境訴訟をより充実化するための参考に米国における環境訴訟の現状が紹介され、米国最高裁の法解釈と原告適格法理にも言及される。

1 環境学と環境法

1.1 環境学における生態系

1.1.1 環境学の枠組みと生態系の原理

環境思想、環境法を含む環境学がめざしているのは、全体としていかなるものであろうか。それに関して筆者は、山村¹⁾を引用したうえで、第一に、もともとの地球生態系の原理的な仕組みを理解すること、第二に、地球生態系に対して、人間の思想および活動がどのような影響をあたえてきたのかを理解すること、第三に、第一点と第二点の理解に基づいて、現状を改善していく方針・方向性を定めることとし²⁾、関連するさまざまな事柄を個別に検討してきた。

第一点の、地球生態系の原理的な仕組みについて、1935年タンズレーは生態系を「生物群集とその無生物的環境を含んだシステム（エコシステム）」と定義したが、鳥海によればシステムとは「多数の機能あるいは構造が互いに物質やエネルギーのやりとり（相互作用という）を行っている一定の集合体³⁾」である。地球システムを考えると、宇宙空間から太

1) 山村 [1995] 12-13頁 山村によれば、考え方の枠組みは、1) 地球社会のしくみを考える、2) 何が環境を変化させたか、3) 持続可能な社会をどのようにつくるか、となる。

2) 高橋 [2013] 50頁

陽エネルギーという入力と、エントロピーとしての廃熱という出力をもったオープンシステムといえる。この場合、宇宙空間は上位システムであり、地球システムは宇宙空間の下位システムであろう。ただし、足立らは、地球システム全体を把握管理することについて、バイオスフィア2の実験を例にあげて「現在の技術力・科学をもってしてでは自然環境を不完全でも管理下に置くことは極めて困難である⁴⁾」としている。和田らは生態システムとは「大気や海洋と同じく、地球システムを構成するサブシステムのひとつ⁵⁾」であり、「自然界の中で各種生物が…物質の流れやその他の環境条件の制約の中で相互関係をもちながら調和を保っている系を意味する⁶⁾」という。タンズレーと比べて和田らの定義はより明確となっている。和田は「システム工学の分野では、あるシステム…の全体像を知るためには、系内をいくつかのコンパートメント（ボックス…）に分け、その間の物質やエネルギーのやりとりによってシステムの状態や変化を理解する⁷⁾」という。本来ボックスは種単位であるべきだが、ウィルソンのように⁸⁾、知られているだけで約141万3千種、総数では1000万から1億種の間とも推定される種の数を考えると、種を単位とするシステム図は現実的ではない。オダムは、生態系の構成物として、環境の基本的な要素とその複合物である非生物的物质、大部分は緑色植物である生産者、従属栄養者で主に他の生物を食する動物である大型消費者、従属栄養生物でバクテリアや菌類を主とする分解者また

は微小消費者、の四つを想定して⁹⁾、この四つの要素の間の質量とエネルギーの流れを測定し、明らかにできるだろうと考えた¹⁰⁾。この場合、非生物的物质、生産者、大型消費者、分解者の四つがボックスとなる。

生態系において、その系（システム）を維持するための要件を数値的に把握したとして、これを仮に環境容量とする。この考えを進めると、これらのボックス間の関係（物質やエネルギーのやりとり）をモデル化でき、シミュレートできることになる。とすれば、第二点の人間活動にかかる部分は、人間圏を、ハーマン・デイリーが述べるように¹¹⁾、他の要素との質量とエネルギーの出入りを伴う生態システムの下部システム（サブシステム）と位置づけ、人間圏の中の質量とエネルギーの流れとするモデルを作成して、さらに、この人間圏と生態システムにつき、資源・エネルギーの生態システムから人間圏への取入れ、および廃棄物・廃熱の人間圏から生態システムへの放出という局面で相互作用（物質やエネルギーのやりとり）させる統合モデルを構築し、現状を数値的に記述することと規定できる。第三点は、その統合モデルにおいて、資源・エネルギーの取入れ、廃棄物・廃熱の放出という局面での環境負荷（生態系の保全という観点からみてマイナスと判断される相互作用）を、環境容量の範囲内に収めるための手法、制度を構築していくことになる。

生態系についてガウゼは、1934年にロトカ・ヴォルテラの競争方程式¹²⁾を検証するため実験を行い、

3) 鳥海 [1996] 4頁

4) 足立ほか [2004] 9頁

5) 和田ほか [1996] 145頁

6) 和田ほか [1996] 146頁

7) 和田 [2002] 8頁 和田は、工学においては、こういったサブシステム（ボックス）間の相互作用（物質とエネルギーのやりとり）を調整することによって、製品の生産様式（全体のシステム）を決定したりするという。

8) ウィルソン（大貫ほか訳）[1995] 210頁

9) オダム（水野訳）[1967] 12頁

10) オダム（水野訳）[1967] 53-91頁 オダムは、生産者、消費者、分解者を例示した、陸上生態系（草原）と開放水域生態系（淡水または海洋）の大まかな構造に比較を図示（図2-1：11頁）したうえで、海と森林に対する数値を記入した、Y字型エネルギーの流れの模式図（図3-2：62頁）を示した。これに、生物と環境との間を行き来する化学的要素の循環する経路を示す、生物化学的循環の数値を計測して加えれば（75-77頁）、オダムのいう生態系の記述は完成する。

11) デイリー（新田ほか訳）[2005] 17頁、70頁 デイリーは人間圏のことを経済と表記している。なお倉坂 [2006] 10-12頁も参照。

この研究の結果、「ニッチ¹³⁾を同じくする2種は共存できない」という競争的排除則が認められた¹⁴⁾。しかし鷺谷は、競争的排除則により「環境を制御した実験室の中で複数の種の共存を再現することは、必ずしも容易ではない¹⁵⁾」が、「現実の生物の世界では、多種多様な生物の種が共存している。したがって、実験室の条件とは違った、多種の共存を可能にするメカニズムが野外の生物群集でははたらいっているに違いない¹⁶⁾」という。この共存を可能にするメカニズムは、探し求めている、生態系の原理的な仕組みの一つであろう。この競争種の共存機構について東は、これまで提示されている見解を次のようにまとめている。第一に、ニッチの分割・シフトによる共存で、植食性昆虫でニッチ(ある植物)は同じだが、一方は花粉で、もう一方は蜜にシフトするように競争が弱くなること、または、ニッチは似通っているが、実は違う植物であって競争はないことなどをいう。第二に、地域全体での環境不均一による共存で、正確に言えば同所的でない共存といえる。第三に、移流による共存で、複数の小地域がある広い地域を想定し、小地域間で生物個体の移動(補充)によって、全体としては排除されないとするも

のである。第四に、攪乱・環境変動による共存で、競争による排除を妨げるような外的要因を想定する。この中には中規模攪乱仮説¹⁷⁾も含まれる。第五に、少数派有利による共存で、競争関係にある2種の共通の捕食者が多数派を捕食すれば、少数派有利が実現するという¹⁸⁾。これらのうち、第二点と第四点は非生物学的メカニズム、残りは生物間相互作用といえるが、生物間相互作用の影響が大きいのではないかとされている。東は、従来、競争、捕食、寄生関係に比べて、双利共生はあまり注目されてこなかったが、近年認識が変わりつつあるとする¹⁹⁾。また、甲山は空間構造と多様性について、第一に、広域的な生物多様性は気候パラメータから説明できること、第二に、局所的なパターンは広域のパターンに対応していること、第三に、生物の作りだす空間構造が多様性を促進することとしたうえで、種多様性と生態系効率のカップリング(連結)は、実験的にも理論的にも検証が行なわれているという²⁰⁾。

多くの意欲的な研究が実施されていると認めることができる。しかしながら、和田はあるべき解明の手順を、「長期モデル野外生態系における一般的傾向の検出→説明モデルの構築→実験生態系における

- 12) 松田 [2000] 4-5頁 17頁 松田の説明によれば、競争関係にある2種の個体数変化は、1種の個体数変化を表すロジスティック方程式(ロジスティックは後方支援(兵站)のことで、個体数が増加するにつれて餌や住処などの後方支援が失われて増加率が鈍ることを意味する。)を拡張した、簡単な連立微分方程式で表される。なお、ロジスティック方程式における内的自然増加率 r を、人口学者マルサスにちなんでマルサス径数とも呼ぶ。連立微分方程式が想定する前提は、ある種の増加率は、その種自身の個体数だけでは決まらず、他種の個体数にも左右されること、また、相手の増加率も両者の個体数に左右されることである。このモデルは、ロトカが1925年に、ヴォルテラが1926年に独立して考えたものといわれる。
- 13) 松本 [1993] 66頁 松本は、ニッチとは生態的地位を意味し、1910年にジョンソンが最初に使用し、1917年にアメリカの鳥類学者のグリーンネルが、鳥類のおのおの種がどのような住み場所を占めているかを説明する際に採用した用語であるという。
- 14) 松本 [1993] 142-143頁 ガウゼの1934年に出版された『生存闘争』は生態学の古典とされているという。
- 15) 鷺谷ほか [1996] 108頁
- 16) 鷺谷ほか [1996] 109頁 鷺谷らは、多種共存を可能とするメカニズムには非生物学的メカニズムと生物学的メカニズムがあり、前者は植物種の多様性において重要であって、結果、植物種を利用する動物や菌類の種多様性も生み出すこと、後者にはまだよくわかっていない部分が多いことを述べている。
- 17) 東 [1998] 120頁 中規模攪乱仮説(intermediate disturbance hypothesis)とは、生物群集は一般に適当な規模の攪乱があるとき種多様性が最も大きくなるという仮説で、甲山 [1998] 85頁によると、Connell (1978) が、熱帯多雨林とサンゴ礁の多様性を説明するために提起した。
- 18) 東 [1998] 119-121頁
- 19) 東 [1998] 123頁 東は、シロアリと菌類(シロアリタケ属)・後腸内微生物(原生動物、窒素固定細菌など)との共生、植物の根に菌類が共生する菌根、寄生蜂とウイルスの共生など、とくに微生物の関わる事例が豊富に明らかになったことをあげる。
- 20) 甲山 [1998] 65-66頁 甲山は、森林の種多様性をもたらすプロセスについて、サイズ分布のない一様なシステムでは多種が共存するのはきわめて困難との認識のもとに、固体サイズの密度分布ベースのシュミレーションモデルを開発し、種間の共存に必要な条件を明らかにしている(86-94頁)。

検証→予測モデルの構築→野外の再調査研究²¹⁾」とするが、生態学の研究者の懸命の努力にもかかわらず、共存を可能にするメカニズムは、現時点でその一般的な法則や原理を明確にできるレベルには達していないと判断せざるをえない。原理の研究を継続することはもちろんだが、合わせて代替的な方法も検討することが必要だろう。

1. 1. 2 環境容量と環境評価

すでに別の機会にまとめたように、環境容量という概念にはさまざまな定義がある。第一に、環境容量を、自然界で、汚染物質を生物的、化学的、物理的に分解・浄化する能力の限度とする²²⁾。これは、自然の浄化能力といってもよい。この能力を超える汚染は自然界では処理できず、蓄積してしまうということである。関連した概念として、環境基準がある。これは「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの²³⁾」であるが、この数値の科学的な根拠が明確になればなるほど、環境容量のある種の代替値にもなりうると考える。第二に、生態学には、特定の生物群集の密度（個体群密度）が飽和に達したときの個体数である、環境収容能力（carrying capacity²⁴⁾）という概念があり、これを環境容量と訳すこともある。瀬戸は、「緑色植物はSO_xやNO_xを吸収し、栄養塩類として利用できる。したがって、これらの物質を循環系に組み込むことがで

きる。このような働きの最大値を環境容量（environmental carrying capacity）という²⁵⁾」とする。この環境収容能力をその環境の養いうる環境資源（森林、水、魚など）の最大値と解すれば、ロジスティックス曲線を応用した、最大持続生産量（Maximum Sustainable Yield）を導くことができる。第三に、環境省は環境白書において、環境の汚染浄化能力、資源の再生産能力が有限であることを指摘したうえで、世界の環境容量を、地球が持続可能であるための環境負荷の最大値とした²⁶⁾。福島は環境容量について包括的に整理し²⁷⁾、環境収容能力とは「環境に永続的に存在しうる最大の個体数」、環境容量とは「そのCarrying Capacity（環境収容能力:引用者注）を減少させない人間活動量」としたうえで、再生可能資源では「供給に見合っただ定の存在しうる人間活動量（例えば、水、食糧の量→人口）が環境容量といえるだろう²⁸⁾」という。

GDPにせよ、消費にせよ、人間圏を記述する経済モデルの表示単位は貨幣であるが、自然の浄化能力や環境収容能力は、どのような定義をしても貨幣以外の単位で示される可能性が大きい。そこで、一つには自然を貨幣評価できないかという考えに基づき、環境経済学や行政当局から多くの提案が出されてきた。以前に、トラベルコスト法、ヘドニック価格法、コンジョイント分析などを紹介したが²⁹⁾、これらの方法は、評価対象に関連する事柄について何らかの形で市場価格が存在することを前提とする。ターナーらは1994年、自然環境の経済的価値を利用価値と非利用価値に区別し、利用価値

21) 和田 [1998] 247頁

22) 藤井 [1990] 1-2頁 藤井は自浄作用について、河川の研究で用いられる割合が高いこと、反応では生物学的酸化が40%強とも多いが、脱窒・光合成・硝化などの生物反応や吸着・拡散・沈殿などの物理的要因も多いことを指摘した。

23) <https://www.env.go.jp/kijun/>

24) carrying capacity とは、もともとは、海運で貨物輸送能力を記述するための用法である。

25) 瀬戸 [1992] 110頁

26) 環境省 平成12年環境白書第2章第1節 <https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/honbun.php3?kid=213&bfig=1&serial=12386>

27) 福島 [1988] 1-5頁

28) 福島 [1988] 5頁 福島は結論として、環境容量とは、人間活動による環境資源の消費速度から決まる、人間、生物種の環境収容能力への影響、人間活動への不利益が生じるまでの人間活動の余裕としている（6頁）。

29) 高橋 [2014] 79頁

には、①直接的利用価値、②間接的利用価値、③オプション価値があること、非利用価値には、環境の利用とも利用の選択とも関連のない、④存在価値があることなどを示した³⁰⁾。ただし、市場価格が存在しない④存在価値などについては、前述の方法では算出できないため、仮想評価法（Contingent Valuation Method：CVM）が提案されている。もう一つは環境情報を指標によって表し、人間圏と生態系の状態を把握しようとするものである。RSBSは、環境サービス（生態系サービス）の実物的な側面を把握する指標について、サービスの状態を記述するもの、経済活動におけるモノの動きを記述するもの、サービスと人間活動の大きさを対比して記述するものをあげて、これらは貨幣評価の流れと並行して取組が進められてきたとする³¹⁾。1992年のアジェンダ21第40条（意思決定のための情報）を契機として、OECDは1994年から環境指標に関する報告書を発表しているが、2001年報告書は、「PSRモデルは、人間活動が環境へ負荷を及ぼし、環境上の自然資源の質と量に影響をあたえていること（「状態」）；社会が、環境上の、一般経済上の、および部門ごとの政策を通して、また認識および行動を通して、これらの変動に対して対応すること（「社会対応」）を考慮している³²⁾」とした。すなわち、PSRモデルとは、環境情報を、P（環境負荷をもたらす活動）、S（環境負荷の状態）、R（環境負荷への社会の対応）として一元的にまとめたもので、それぞれの関連を確認しながら環境指標をみることができるとしている。森口は1994年OECD報告書について「環境問題を12の分野に整理し、これに人口、GDPなどの一般的指標を加えた13分野を行方向に配置し、

PSRを列方向に並べた表形式でまとめられている³³⁾」という。CVMは、米国において環境訴訟および、規制や政策の意思決定でも用いられ、そのメリットやデメリットについて議論が積みあげられている。また、環境収容能力に関連してRSBSは、サービスと人間活動の大きさを対比して記述する指標の一つであるエコロジカル・フットポイントを強く推奨している。前者については3.1.1で、後者については3.1.2で考察する。

1.2 環境法と環境訴訟

1.2.1 環境紛争の処理

環境負荷を生じるような人間活動に関して、法令に反している場合や、そもそもその活動自体を認めることができない場合がある。そのようなときに残る最後の手段は、やはり法的手続となるであろう。北村にしたがって手続を概観すると、第一に、裁判手続と裁判外手続³⁴⁾があること、第二に、裁判手続には、判決手続と、民事調停手続および民事保全手続という判決手続以外の手続があること、第三に、判決手続には、民事訴訟と行政訴訟のあることがわかる³⁵⁾。次に、環境問題に関する民事訴訟と行政訴訟について整理すると、民事訴訟とは、①民事訴訟法に基づく訴訟であり、行政訴訟には、②行政事件訴訟法に基づく行政事件訴訟、③国家賠償法に基づく国家賠償請求訴訟、④地方自治法2編9章10節を根拠とする住民訴訟がある。そして、環境訴訟としての①民事訴訟には、①1損害賠償請求と①2差止請求があり、②行政事件訴訟には、②1（行政庁の公権力の行使に関する不服の場合の）抗告訴訟、②2当事者訴訟、②3民衆訴訟などがあるが、重要

30) ターナーほか（大沼訳）[2001] 114-117頁

31) RSBS [2005] 207-212頁 ここでは、サービスの状態を記述するものとして、臨界環境負荷（クリティカル・ロード）、永続地帯、経済活動におけるモノの動きを記述するものとして、物質フロー分析、内包エネルギー分析、LCA（ライフサイクルアセスメント）、エコ効率/MIPS、サービスと人間活動の大きさを対比して記述するものとして、人間による支配/改変率、エコロジカル・フットプリントなどを示している。

32) <http://www.oecd.org/site/worldforum/33703867.pdf> p134 Inset 3 The Pressure-State-Response (PSR) Model

33) 森口 [1998] 100頁 森口は70の環境パフォーマンス指標を一覧表にしている（表3.1 102-103頁）。

34) 裁判外手続には、それぞれ立法化された、行政不服審査法手続、公害紛争処理法手続、および特別救済法手続がある。

35) 北村 [2013] 206頁 図表7.1

なものは、②1抗告訴訟に含まれる（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為の取消しを求め）②11取消訴訟だろう。そこで、これらのうち代表的な、①1民事賠償請求、①2民事差止請求、②11行政事件取消請求について現状を簡単に述べておく。

まず、①1民事賠償請求は、公害被害に関する訴訟として一定の役割をはたしたといえる。大塚は、故意・過失、権利・利益侵害、違法性、因果関係の証明、共同不法行為、損害賠償の方法、請求の方式などの論点について多くの議論と努力が払われてきたという³⁶⁾。しかし畠山は「自然保護の分野においては、①1民事賠償請求はうまく機能しない³⁷⁾」といい、その問題点として原告適格性、被害額の算定、原状回復の三点をあげる。すなわち、第一に、民法709条で対象となる損害は人身や私有財産に発生したもののだが、自然保護の場合、原告に私的な損害が発生しないことがほとんどであって、原告（当事者）適格をみさせないという問題がある。この原告適格の議論は、ほとんどの環境訴訟についてまわる難問といえるが、これについては、米国の実情を3.2.1で述べたい。第二に、希少な生態系や野生動物が損傷された場合でも、その被害額を算定し、賠償させる方法が現時点ではないという意味である。これは、前述した自然の評価にかかる問題でもあり、まさにCVMのような手法の開発が望まれることになる。第三に、①1民事賠償請求は被害の発生をもって賠償を求めるが、現在の科学的な理解の水準では、また、生態系自体の特質として、生態系はいったん破壊された場合、原状回復が困難または長期を要するケースが多い。すなわち、環境と人間活動の調和をめざす努力および持続可能な社会の構築という観点からみると、発生しようとする環境負荷や環境破壊

は事前にそれを防止できることが望ましく、その意味では、損害賠償請求から差止請求へと重点が移っていくことは是認できる。

そこで次に、①2民事差止請求であるが、川嶋は現況の裁判所側の要因について、第一に、不確実な将来関係への事前の規律に消極的な傾向にあること、第二に、公共性や社会的有用性との衝突のある大規模差止訴訟では、政策形成機能に対して消極的であること、第三に、多数の当事者や関係者の関与する訴訟の審理をあまり好ましいとは考えないこと、第四に、（過去の）損害賠償請求と併合提起されれば、個人的救済である損害賠償請求権の方を優先せざるをえないこととまとめている³⁸⁾。すなわち、裁判所は①2民事差止請求について積極的とはいえないのである。また、越智は、②11行政事件取消請求における、行政事件訴訟法9条に規定される原告適格に関する裁判所の確立された定式に関して、第一に、9条にいう「法律上の利益を有する者」とは、処分により自己の権利もしくは法律に保護された利益を侵害され、または必然的に侵害されるおそれのある者をいうこと、第二に、処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益に吸収解消させず、個々人の個別的利益としても保護すべき趣旨を含む場合、この利益も法律上保護された利益にあたること、第三に、第二点を含む第一点をみたす者は取消訴訟における原告適格を有すること、としている³⁹⁾。一般的公益に吸収されない個別的利益と認められなければ、原告適格をみさせないのであるが、このハードルは厳しいといわざるをえない。

なお北村は、民事訴訟と行政訴訟の選択について、廃棄物処理法に基づく処理施設の設置に対する訴えの提起を例にとり、「①構想、②許可申請、③許可

36) 大塚 [2010] 663-681頁 大塚は、一般に民事上の損害賠償請求においては、加害者（被告）が一定の要件をみたした場合に限り、責任を負うとされ、その要件については被害者（原告）の側に立証責任があるが、公害事件では、事案の特殊性に鑑みて、従来の理論を修正する場合も多かったとしている。

37) 畠山 [2005] 300-301頁

38) 川嶋 [1999] 95頁

39) 越智 [2005] 20頁 脚注 (16)

処分、④建設、⑤計画適合認定処分、⑥操業、⑦被害発生、という時点を想定できる⁴⁰⁾」として、それぞれの段階で提起できる民事訴訟と行政訴訟を图示し、どのタイミングで何を使うかを理解することが重要であるとしている。この流れからみても、やはり差止（仮処分）などが大切なのである。

1.2.2 わが国における環境訴訟の流れ

続いて、わが国における環境訴訟について概観したい。淡路は、近年50年間ほどの期間を四つに区分し、第一期は1960、70年代の四大公害訴訟に代表される公害訴訟の時期、第二期は1970、80年代の「新しい権利」を確立させるための訴訟・権利運動の時期、第三期は1990、2000年代の制度改革訴訟⁴¹⁾の権利運動の時期、第四期は第二期が形を変えた、環境訴訟のあり方に改革を求める権利運動の時期であるとする⁴²⁾。

第一期は、公害⁴³⁾については、1967年の公害基本法の成立、十四の法の制定や改正を実施した1970年の「公害国会」、1971年の新潟水俣病事件、1972年のイタイイタイ病事件と四日市ぜん息事件、1973年の熊本水俣病事件⁴⁴⁾など四大公害訴訟をはじめとする公害訴訟において、最終的に立法も司法も被害者の救済のために尽力したと評価される。淡路は、不法行為損害賠償の法理を権利充足の法理論⁴⁵⁾によって司法上の権利として確立させたとし、

その特徴は「①集団的被害と集団訴訟、②権利充足の法理論による基礎づけ、③弁護士訴訟、④訴訟活動を中心とした、被害者、弁護士および支援者による社会活動⁴⁶⁾」とまとめられるという。

第二期には、1973年の阪神高速道路事件、1981年の大阪国際空港事件、1985年の名古屋新幹線事件⁴⁷⁾など騒音公害をめぐる一連の訴訟が提起され、とくに大阪国際空港事件上告審で最高裁は、国営空港の民間機発着の差止について「離着陸のための管理作用は公権力の行使と一体の特殊なものであるため、民事訴訟は不適法」とする、いわゆる不可分一体論を示して、民事訴訟による差止請求に大きな制約を課し、また過去の侵害についての損害賠償の受忍限度の判断基準に関しても先例となった。野村は国道43号線事件上告審⁴⁸⁾の論評において、「これら（交通施設の騒音に関する公害訴訟：引用者注）の判決における論点はかなり共通している。すなわち、騒音等の差止請求、過去の侵害に対する損害賠償請求、将来の侵害に対する損害賠償請求などである⁴⁹⁾」としたうえで、認容される場合も過去の侵害に対する損害賠償のみが認められる傾向にあるという。また、国立公園内の道路拡幅のための土地収用や公共施設の設置をめぐる行政訴訟として、1973年の日光太郎杉事件、1974年の国立歩道橋事件⁵⁰⁾が起きたが、後者では公共施設の設置は「公権力の行使に当たる行為」に該当しないとして却下された。

40) 北村 [2013] 256頁 図表7.3

41) 淡路 [2012] 28頁 淡路は第三期の制度改革訴訟について、被害者救済から出発している点では第一期の、被害者救済からその権利としての普遍化および再発防止の制度改革をめざす社会運動という点では第二期の、権利運動を継承したものであるとする。

42) 淡路 [2012] 44-45頁

43) 四大公害訴訟に関連して、遅くとも熊本水俣病は1956年、四日市ぜん息は1961年、新潟水俣病と富山イタイイタイ病は1964年までには発生していたと考えられる。

44) 新潟水俣病事件（新潟地判昭和46年9月29日・下民集22巻9・10号別冊1頁）、イタイイタイ病事件（名古屋高金沢支判昭和47年8月9日・判時674号25頁）、四日市ぜん息事件（津地四日市支判昭和47年7月24日・判時672号30頁）、熊本水俣病事件（熊本地判昭和48年3月20日・判時696号15頁）

45) 淡路は、淡路 [2012] 26頁において、成熟しつつあった市民社会の現実に適合しない古い法理論を解釈によって適合させることを「権利充足の法理論」、権利の枠を拡大させることを「権利拡大の法理論」と定義した。

46) 淡路 [2012] 26頁

47) 阪神高速道路事件（神戸地尼崎支判昭和48年5月11日・判時702号18頁）、大阪国際空港事件（最大昭和56年12月16日・民集35巻10号1369頁）、名古屋新幹線事件（名古屋高判昭和60年4月12日・下民集34巻1～4号461頁）

48) 国道43号線事件（最二小判平成7年7月7日・民集49巻7号1870頁・2599頁）

49) 野村 [2011] 101頁 野村は国道43号線事件判決には、大阪空港事件最高裁大法廷判決が大きな影響をあたえているとする。

淡路は、この時期に権利拡大の法理論の構築をめざして環境権、自然享受権、嫌煙権、静穏権、入浜権、自然の権利、日照権、眺望権、景観権などが提唱されたが、日照権、眺望権ないし眺望利益、景観利益を除いては裁判所に認められるにいたっていないという⁵¹⁾。

第三期として、淡路は1973年の第一次石油ショックなどによる1975年の戦後初のマイナス成長などのため、政府は1977年にNO₂の環境基準を3倍緩和し、その結果として第二次大気汚染裁判が大阪西淀川・川崎・尼崎⁵²⁾などではじまったと述べる⁵³⁾。また、この時期には、新潟空港事件、伊場遺跡事件、もんじゅ事件なども発生しているが、これらの一部については、2.2.2で言及したい。

第四期については、2004年の行政事件訴訟法の改正が大きな出来事である。小早川はその概要について、公権力の行使たる処分扱い、原告適格の拡大などとまとめたが⁵⁴⁾、ここではこれ以上言及しない。

2 解釈学と法解釈

2.1 思想史と解釈学

2.1.1 解釈学の変遷

環境法を含む近代市民法の体系は、1804年から1811年のナポレオン法典などによってその枠組みを完成させたが、その後の資本主義の進展に伴う労

働運動の激化などによって、自由権だけでは限界があると感じ、社会権について議論されていたころ、思想史においても大きな流れが生じていた。もともと解釈学はギリシャ以来、聖書や文芸作品の解釈を主な分野としてきたが、ロマン主義の思想家とされるシュライエルマッハー(1768-1834)は「聖書は、その特殊な性質に応じて、一つの特殊な解釈学…をも有するのではないか。…しかし、特殊はただ普遍によってのみ理解されうる。…普遍的な解釈学が、その結果、どうしても必要になってくる⁵⁵⁾」という。記者である久野らの註によると、同書で言及されているものの大半はドイツのプロテスタント派学者のエルネスティや同じく聖書学者のモールスなどであるが、オランダの法学者のグロティウスやカントについて述べた箇所もあり、とくにカントについての「著者を、著者自身よりも、よく理解するということについて⁵⁶⁾」は、カントの『純粹理性批判』の「ある著者が、…彼(著者：引用者注)自身が理解しているよりもっとよく彼の考えを理解できるのは…まれでない⁵⁷⁾」を意味し、解釈についてカントの見解を示している。シュライエルマッハーは、聖書学・文学以外にも解釈の対象を広げてもよいと主張した、と考えられる。またシュライエルマッハーは解釈を「言語から、そしてまた言語の助けによって、ある陳述の確定的な意味…を見出すための、技術である⁵⁸⁾」文法的解釈と技術的解釈にわけている。技術的解釈について明確な定義をしていないが、法

50) 日光太郎杉事件(東京高判昭和48年7月13日・行集24巻6・7号533頁)、国立歩道橋事件(東京高判昭和49年4月30日・行集25巻4号336頁)

51) 淡路[2012] 26-28頁 淡路はこの時期に提起された課題のいくつか、現在の個人的・個別的被害を越えた環境損害の差止請求の手續、生じた環境損害の原状回復に関する手續などの問題につながっていると述べる。

52) 西淀川事件第1次訴訟(大阪地判平成3年3月29日・判時1383号22頁)、川崎公害事件(横浜地川崎支判平成6年1月25日・判時1481号19頁)、尼崎公害事件(神戸地判平成12年1月31日・判時1726号73頁)

53) 淡路[2012] 17頁

54) 小早川[2005] 2-7頁 小早川は、改正の主要項目として、抗告訴訟の対象となる処分の捉え方と取消訴訟の守備範囲、取消訴訟の原告適格の拡大、当事者訴訟の活用、多様な抗告訴訟の活用(義務付け・差止訴訟の法定)を示した。

55) シュライエルマッハー(久野ほか訳)[1984] 76頁

56) シュライエルマッハー(久野ほか訳)[1984] 68頁

57) カント(篠田訳)[1961b] 32頁 B370 カントはその後、「つまりこの著者は、自分の概念を十分明確に規定しておかなかったために、彼自身の意図に反して話したりあるいは考えたりしたのである」と当該箇所について説明している。

58) シュライエルマッハー(久野ほか訳)[1984] 81頁

解釈における論理解釈のように、文言に必ずしもこだわらずに趣旨から解釈するものとも解される。

次に、ディルタイ（1833-1911）は「有効な解釈学は、…解釈の手腕が本物の哲学的な能力と結びつく…頭脳の持主においてのみ、生成しえたのである。シュライエルマッハーがそういう人物であった⁵⁹⁾」と述べてシュライエルマッハーを評価したが、自らは了解を「感覚的に与えられた、精神的な、生の表示から、この精神的な生が認識されるにいたる過程」、解釈を「文字によって固定された生の表示の、技巧的了解⁶⁰⁾」と定義し、解釈学とは「文字によって固定された生の表示の了解の技術論⁶¹⁾」であるとした。ディルタイは生の哲学を提唱したとして知られているが、この命題群のなかでも「生の表示」という概念が中心となっている。また、初めに了解があり、その了解の最終的な技術的仕上げとして解釈があるとする立場であり、これは後述するハイデガーにも共通する。ディルタイのことばでいえば、「生の表示が恒久的に固定され…、了解のはたらきが、いつでも、何度でも、この表示にもどっていけるのでなければならない。恒久的に固定された生の表示の、技巧的な了解のことを…解釈…とよぶ」ということになる。「生の表示」の「恒久的な固定」とは「文字による固定」であって、たとえば「生の表示」を演劇とし、「了解」をその演劇の感想、「文字による固定」をその演劇の評論、「解釈」をその評論のなかでの演劇についての見解の整理と考えることができよう。またディルタイは、「了解という概念を、いま、既述のような広い外延でうけとった場合、了解とは、精神科学のその他の作業のすべて

にとって、基礎的な手続きである⁶²⁾」といい、自然科学に対して精神科学の確立をめざすなかで、了解が基礎であるとした。近代における自然科学の確立は多くの社会科学や人文科学にも影響をあたえており、ディルタイもこのことを強く意識していたのである。ディルタイの解釈学自体が、自然科学およびそれに影響された実証主義に対して精神科学という学問体系を作り上げたいという意図と、深くむすびついているといえる。

さらに、ハイデガー（1889-1976）は「かれ（ディルタイ：引用者注）の「精神科学的心理学」の哲学的重要さは、…何より先に、「生」への問いの途上にあつたことに求められるべきです⁶³⁾」と述べて、ディルタイを認めた。なお、ハイデガーの哲学は多岐に渡るが、本稿では解釈学に関連する部分のみに限定する。ハイデガーは了解の働きと解釈について論じる箇所において、「了解の働きの投企作用は、自分を形成しようとする独自の可能性をもっています。了解のこの形成を、…解釈と名づけます⁶⁴⁾」という。すなわち、もともと人間（現存在）の在り方が了解であり、いまの在り方（了解）は自由に自主的に自らを企画するという投企的作用をもっているため、この作用によって自らを形成することが解釈だということである。同じことを、「解釈は、了解されたものの認知でなくて、了解の働きのうちに投企された諸可能性の完成です⁶⁵⁾」と述べる。ハイデガーにとって人間の存在は最大の関心ある対象であり、だれもが明確にはないが、自らの存在を初めから了解していると想定しているため、ディルタイと同じく、やはり、了解は解釈に先立ってあり、

59) ディルタイ（久野訳）[1981] 40頁

60) ディルタイ（久野訳）[1981] 45頁 ディルタイは、了解の定義を（命題1）、解釈の定義を（命題3）とし、その間に（命題2）として、「精神的な生の、感覚的に把握しうる表示が、いかに多様であろうと、この精神的な表示の了解は、このたぐいの認識の右記の条件によって与えられる共通の特徴を、もっていなければならない」と述べ、表示の了解における共通の特徴の存在を主張した。

61) ディルタイ（久野訳）[1981] 47頁 この解釈学の定義は、（命題4b）とされている。

62) ディルタイ（久野訳）[1981] 49頁 この了解の定義は、（命題5）とされている。また、（命題6）としてディルタイは、「了解の認識論的、論理的、方法論的分析こそ、精神科学を基礎づけるにあたっての、主要課題のひとつである」としている。

63) ハイデガー（桑木訳）[1960] 93頁

64) ハイデガー（桑木訳）[1960] 48頁 なお、ハイデガーは実存主義的な観点から、人間を現存在と称する。

65) ハイデガー（桑木訳）[1960] 49頁

自らの在り方（了解）が徐々に明確化し、その完成が解釈だということになる。フッサール(1859-1938)は個人的には解釈学を嫌ったようだが、フッサールが提唱した現象学と解釈学は深い関係があるとされる。桑木は「ハイデガーによると、哲学とは方法からみれば現象学であり、対象からみると存在論で…、哲学とは現存在の解釈学つまり実存の分析論から出発する普遍的な現象学的存在論にほかならない⁶⁶⁾」という。つまり、ハイデガーは存在論を意識した現存在の解釈学を展開したことになる。ハイデガーの『存在と時間』のなかで了解や解釈について考察した部分の分量は多くないが、近代の解釈学の系譜でハイデガーが外せない理由がここにある。

最後にガダマーに言及する。ガダマーは『真理と方法』の論究において、「フッサール…(の) 誠実な現象学的記述、ディルタイ以後…(の) 幅広い歴史の地平、…ハイデガーから…受けた衝撃によってこの二点を絡み合わせることを…尺度と(する)⁶⁷⁾」といい、これまでの解釈学に関する議論を集大成したとされる。また、地平について「哲学において、有限で規定された存在に思考が拘束されること、視野が一定の歩調で拡張されること⁶⁸⁾」を表現するとして、「解釈学的状況を十分考え尽くす…とは、…問いのための、適切な地平を獲得することである⁶⁹⁾」とした。そして、適切な地平と理解の関係に関して「現在の地平はつねに(過去との

出会いと、それから由来した伝承の理解によって：引用者注) 生成され続けている⁷⁰⁾」から「理解とはいつも、その(歴史的な地平や現在の地平の：引用者注) ようにそれ自体で存在しているように思われる地平の融合の過程である⁷¹⁾」と結論する。すなわち、地平の融合が解釈学的に考えて理解することであると主張する。ガダマーは、「(ロマン主義で：引用者注) 理解と解釈とが内的に融合されたことの結果として…適用…が、解釈の連関から完全に放逐されることになった⁷²⁾」としたうえで、適用を有する法解釈学の重要性を指摘して、「精神科学的解釈学を法解釈学…の側から新たに規定し直すこと⁷³⁾」が課題だとし、法解釈学は教義的で特殊なものではなく⁷⁴⁾、法解釈学自身の課題は「その都度の事例のなかに法を具体化する…すなわち、適用という課題である⁷⁵⁾」とした。つまり、ガダマーは、適用を含む法解釈学は独善的で特殊ではないとして価値を認めていることになる。後述するドゥオーキンが、創造的解釈(構成的解釈)について論ずるなかでガダマーらの解釈学に言及するのは、このガダマーの主張を評価するためでもあろう。

2.1.2 解釈学と法哲学

それでは、前述した近代から現代にかけての解釈学は、思想史のなかでどのように位置づけられるのだろうか。言語論的転回(linguistic turn)という

66) 桑木 [1960] 4頁

67) ガダマー(嚮田ほか訳) [1986] xxxiii頁 この記載によって、ガダマーも、フッサールの現象学、ディルタイによる精神科学的解釈学、ハイデガーによる現存在の解釈学をまとめて考察し、独自の解釈学を確立しようとしていることが理解される。

68) ガダマー(嚮田ほか訳) [2008] 473-474頁

69) ガダマー(嚮田ほか訳) [2008] 474頁 ガダマーは、〈地平をもつ〉とは、ごく身近にあるものに制限されずに、それを越えて見ることができることとした。

70) ガダマー(嚮田 收ほか訳) [2008] 479頁 ガダマーは、ある伝承を理解するには歴史的な地平が必要となるが、歴史的状況に身を置きかえるためには、すでに(現在の)地平をもっていなければならないという(477頁)。

71) ガダマー(嚮田ほか訳) [2008] 479頁 ガダマーは、「地平の融合」といういい方でただ一つの地平の形成について語らないのは、まず、課題となっている状況の特殊性を認め、解釈学的状況として十分考えつくすことが重要で、テキストと現在の緊張関係が経験されるべきであるから、解釈学的な行為には、現在の地平から区別される歴史的な地平を思い描く仕事が必然的に含まれるためであるという(479-480頁)。

72) ガダマー(嚮田ほか訳) [2008] 482頁

73) ガダマー(嚮田ほか訳) [2008] 486頁

74) ガダマー(嚮田ほか訳) [2008] 510頁

75) ガダマー(嚮田ほか訳) [2008] 511頁

概念を出発点として整理したい。古東は、言語論的転回（古東の用語では「言語論への転回」）について、ベルクマンが1964年に造語し、1967年にローティが自ら編集した論文集の表題に用いたことをきっかけに、現代哲学の基本動向を示す述語として広く使われるようになったという⁷⁶⁾。桑野は「60、70年代に顕著に見られた言語論ブーム」と述べたが、これはベルクマンやローティのことだと解される。桑野は20世紀における言語への関心の高まりの特徴として、第一に、ソシュールの『講義』を出発点として近代言語学が成立したこと、第二に、理性、意識、生などさまざまな方向から関心がよせられ、言語学、哲学、論理学など多くの学や理論が生み出されたこと、第三には、構造主義・記号論に示されるように、科学性を誇る近代言語学が他の諸学のモデルとなったことをあげ、第二、第三は合わせて、広義での「言語学的転回」と呼ぶこともできるとした⁷⁷⁾。桑野の主張を考慮すると、やはり17世紀科学革命と18世紀の啓蒙思想によって、自然科学に見習おうという実証主義が言語においてもソシュールの近代言語学を生み出し、この影響のもとで言語に対する関心が深まったことになる。ローティは、アングローサクソンの言語論的転回について説明するなかで、「カントのほとんどの教説に…疑問を抱いている者でさえも、カントの「超越論的転回」のようなものが不可欠であるという点については決して疑わなかったのである⁷⁸⁾」と述べた。これはロー

ティが言語論的転回をいうとき、カントの「超越論的転回」を想定していたことを意味する。この点、カントは「私が批判で述べている考方の転換は、コペルニクスの仮説に類似している⁷⁹⁾」といい、これはコペルニクスの転回とされている。野家は、ウィトゲンシュタインについて述べた論考において、ローティによる哲学者の分類につき「哲学史を飾る大哲学者の中で、前者（建設的であり、議論を提起する体系の大哲学者：引用者注）に属するのはデカルト、カント、フッサール、ラッセルらであり、…後者（反抗的であり、皮肉やパロディやアフォリズムを提示する啓発的大哲学者：引用者注）に属するのはキルケゴール、ニーチェ、デューイ、後期ハイデガー、それに後期ウィトゲンシュタインである⁸⁰⁾」とまとめた。そして、「ウィトゲンシュタインの…『論理哲学論考』…と『哲学探究』とによって、「言語論的転回」の歴史は大きく二つの時期に区分されている⁸¹⁾」という。すなわち、野家によれば、ウィトゲンシュタインこそが言語論的転回にとって、決定的に重要な哲学者であるということになる。

次に、法学はこのような言語論的転回とどのような関係になるのであろうか。中山は、「法理論においてはこの「言語論的転回」というパラダイム転換がどのような形で遂行され…たかということに焦点を絞って…20世紀法理論の全般的な流れを描き出してみたい⁸²⁾」という。そして、注釈において「この表現（言語論的転回：引用者注）は、最近では、

76) 古東 [1985] 201頁注(1) ベルクマンが著作のなかで用いた箇所は、Bergmann, G., *Logic and Reality*, Madison, 1964, p.177であり、ローティが編集した論文集は、Rorty, R. ed., *The Linguistic Turn: Recent Essays in Philosophical Method*, Chicago/London, 1967である。

77) 桑野 [1993] 3-4頁

78) ローティ（野家監訳）[1997] 170-171頁 ローティはこの部分で、20世紀の哲学におけるアングローサクソンの伝統の「本流」とドイツ的伝統の「本流」の違いはカントに対する態度だが、いずれの側でも大部分の哲学者は依然としてカント的であり、こうした新カント派的合意への偉大な例外こそデューイであり、ウィトゲンシュタインであり、ハイデガーであると述べている。

79) カント（篠田訳）[1961a] 37頁 XXII またカントは、「対象に従って規定されねばならぬと考えていた。…今度は、対象が我々の認識に従って規定せられねばならないと…規定したら…、どうだろう。この事情は、コペルニクスの主要な思想とまったく同じことになる」とした（33頁 XVI）。カントはここで、形而上学も同じ理性認識である事情にかんがみて、（仮説を設定してこれを検証するという）数学および自然科学を模倣してみたらどうかと示唆している。

80) 野家 [1993] 146頁 野家は、Rorty (1979) pp369-370を引用したうえで、ローティのいう、傍系の哲学者である「啓発的哲学者」について、「啓発的哲学」は一種の「反哲学」であり、ウィトゲンシュタインは「前期」から「中期」、そして「後期」へとゆるやかな曲線の哲学的軌跡を辿りながら、「反哲学」を貫いたとした（146-147頁）。

81) 野家 [1993] 145頁

グリムやポップの歴史主義言語学やフンボルトらロマン主義的言語論を経由してディルタイからハイデガー、ガダマーへ至るドイツ語圏の解釈学の流れ、ソシュールの構造言語学から構造主義や記号論に至るフランス語圏の流れ、ラッセルの論理学やエイヤーらの論理実証主義からヴィトゲンシュタインを経て現代の分析哲学に至る英語圏の流れという具合に、極めて広い文脈で用いられている⁸³⁾とした。中山の理解によれば、言語論的転回とは、ドイツ語圏、フランス語圏、英語圏での多数の哲学思想の流れを、言語を切り口としてほぼ網羅的にとらえるもので、これが法理論にも流れ込んでいることになる。これに対して亀本は、「言語論的転回というテーマにおいては、…中山竜一氏の注目すべき研究がある⁸⁴⁾」としたうえで、「言語の問題が単なる言語の問題にとどまらず、…認識論やものの見方の問題であるという点で、…意見を同じくする(が)、…[言語論的転回]と呼ぶべきものが、すでに論理実証主義のウィーン学団内部の…論争のなかで…成立していたのではないか⁸⁵⁾」という。このように言語論的転回についてはさまざまにとらえ方があるが、中山はこのなかでも広義にとらえており、さらに解釈学とドゥオーキンの解釈的アプローチについて論じている⁸⁶⁾。

ドゥオーキンは『『権利論』…の中で、…法実証主義に対抗する論証を提示し、それは裁判活動をあ

りのままに記述する現象学を強調したものであった。本書では、…法実証主義の現象学的な欠陥というよりは、むしろ解釈学的な欠陥が強調されている。しかし、これらは、その根底においては同一の欠点である⁸⁷⁾』という。ドゥオーキンのいう法実証主義の欠陥の是非はひとまずおくとして、ドゥオーキンも現象学と解釈学は、少なくともきわめて密接な関係をもつと考えていることがわかる。また、ドゥオーキンは解釈的概念についても、主にディルタイやガダマーに言及しながら議論を進めているが⁸⁸⁾、前述のように現象学を含めた解釈学全体を認識したうえでのことである。ドゥオーキンはまず、解釈には「他人が言ったことを判断するために、…解釈する」会話の解釈、「データを集め、…解釈する」科学的解釈、「批評家(が)…意味や主題や趣旨についての自分たちの見解を用語するために解釈⁸⁹⁾」する芸術の解釈があるが、創造的解釈は芸術の解釈に類似するという。また、創造的解釈とは「ある対象や実践に目的を課し、…想定される実践の形態…の最善の一例として…提示すること」であり、「目的と解釈対象の相互作用⁹⁰⁾」であるとする。さらにドゥオーキンは、「ガダマーが指摘した…解釈は一つの意図を「適用」…しなければならぬという論点に注目すべき⁹¹⁾」といい、芸術の解釈を論じながら、解釈学と法解釈の接点にも関心を示した。構成的解釈については多数の論点があるが、本稿ではドゥ

82) 中山 [1997] 76頁

83) 中山 [1997] 102-103頁 (注1)

84) 亀本 [1997] 35頁 なお、亀本は、中山のいう言語論的転回前の認識論の特徴である、①事実の世界と意志の世界の分離、②世界を映しとる「透明な媒体」としての言語、③事実とその表象との一致をめざす、普遍的真理への漸進的進歩観(表現は亀本による)を考察し論じた(35-36頁、47-51頁)。

85) 亀本 [1997] 36頁

86) 中山 [1997] 89-93頁 中山 [2000] 87-101頁 中山 [1997] は、ドゥオーキンについて、その構成論的解釈モデルを通じて、法内在的な議論の重要性を強調し、ハートと同じく「内的視点」という表現を用いるが、ドゥオーキンのいう「内的視点」は、解釈論的循環の要請により歴史的連続性という地平がいられる点はハートより洗練されているかもしれないが、「解釈共同体」の内部の視点を強めるあまり、「外部」は完全に消し去ってしまっているという(91-93頁)。

87) ドゥオーキン(小林訳) [1995] 3頁

88) ドゥオーキン(小林訳) [1995] 139-140頁 ドゥオーキンは、きわめて長い第2章注(2)において、ディルタイ、ガダマー、ハーバーマスに言及しながら、文芸作品の解釈とは作者の意図を再把握するということであるという観念を例にとり、創造的解釈は構成的解釈でなければならないという議論をしている。

89) ドゥオーキン(小林訳) [1995] 87頁

90) ドゥオーキン(小林訳) [1995] 89頁

オーキンが解釈の第一段階として、「実践に含まれた内容を提供する…ルールや規準が特定化される」解釈以前の段階、第二段階として、「実践の諸要素が…一般的に正当化される」解釈が行われる段階、最後の段階として、「実践が何を「本当に」要求しているか…調整し、…正当化に…役立つものにしていく⁹²⁾」解釈に引き続く段階、をあげていることを指摘しておきたい。これを法解釈にあてはめると、適用される条項を特定し、条項の解釈が正当化され、事案に解釈を適用すると解することもできる。

2.2 法解釈と原告適格

2.2.1 法解釈についての予備的考察

ガダマーは解釈学と法解釈学の関係における適用について論じ、ドゥオーキンはガダマーに言及しながら構成的解釈について述べたが、田中は、裁判における法の適用過程について「具体的な事実関係を確定する事実認定と、個々の事実関係に適用すべき法規規を選択してその意味内容を解明する法の解釈という二つの作業に分けられ⁹³⁾」るといい、林は「ある具体的な事件に対して、ある具体的な法令を適用できるものかどうか、その法令の効力、法文の意味あるいは趣旨等をときあかすこと⁹⁴⁾」が、法令の解釈であるという。これらから考えると、法解釈とは、(1)適用すべき法規規の選択と(2)その意味内容の解明(法令の効力、意味あるいは趣旨等のときあかし)であり、(1)と(2)は相互に影響し合うと理解される。また法の適用過程は、田中のいうように「適用されるべき法規規を大前提、具体的事実を小前提とし、法規規に事実をあてはめて判決が結論として導き出されるという、法的三段論法⁹⁵⁾」が伝統的な考え方であった。ここまでの認識に大きな見解の相違

はない。さらにその認識に基づいて、具体的な解釈の方法がいくつか示されている。林および亀本にしたがうと、①(法令の文言に主眼を置いて解釈する)文理解釈、②(法令の文言を通常よりひろげて解釈する)拡張解釈、③(法令の文言を通常より狭く解釈する)縮小解釈、直接の法令がない場合に、④(「pであればqである」という法規規があるとき、そこから「pでなければqでない」を非論理的に導く)反対解釈、⑤(類似した事項にもあてはまるとする)類推解釈、⑥もちろん解釈、⑦(解釈者が採用する解釈がその法規の目的を実現するにふさわしいとする)目的論的解釈などがある⁹⁶⁾。④⑤⑥⑦を論理解釈という場合もある。笹倉は、法源(制定法・慣習法・条理)の意味内容の解明において参照することがらとして、[A]法文自体の意味、[B]条文同士の体系的関連、[C]立法者の意思、[D]立法の歴史的背景、[E]正義・事物の論理などをあげたうえで、主に[A]に対応する①文理解釈として、文字通りの適用、宣言的解釈、[A][B]に対応する②拡張解釈、③縮小解釈、[C][D]に対応する④反対解釈、⑤類推解釈、⑥もちろん解釈、[E]に対応する(欠けつが存在しないのに、条文の歴史的または客観的意味内容に反する解釈をする)反制定法的解釈などがあるとする⁹⁷⁾。そして、ガダマーの議論との関係についても言及し、「強調したのは、[A]~[D]の判断作業における先入見…の重要性であり…[E]は、あまり重視されてはいない」こと、また「ルールの適用(=法的正当化)が問題になっていない⁹⁸⁾」ことを指摘した。これらは、実務的な要請を含む法解釈と純粹思想としての解釈学の差ともいえる。

法解釈の具体的な適用として、近年のわが国の環

91) ドゥオーキン (小林訳) [1995] 94頁

92) ドゥオーキン (小林訳) [1995] 109頁

93) 田中 [1994] 305頁

94) 林 [1975] 8頁

95) 田中 [1994] 305頁、

96) 林 [1975] 70頁-135頁、亀本 [2002] 231-238頁

97) 笹倉 [2009] 4頁

境訴訟における原告適格の問題を例にとりて考えてみたい。民事訴訟、行政訴訟ともに訴訟要件をみしていない訴訟の提起は審理されることなく却下されるが、この裁判所が職権で判断する訴訟要件の一つに当事者適格があり、原告に関するものを原告適格という。環境訴訟においては明確な生命、身体、健康への侵害（「健康被害」）に関する事件はともかく、生活環境の悪化と総称される事件の場合、原告適格をみたと判断されることが多い。民事訴訟では主婦連ジュース表示事件⁹⁹⁾で示された、法律が原告の利益を保護対象とすること（①保護範囲要件）、および単なる公益としてではなく個人的利益として保護されること（②個別保護要件）が、事案の直接の当事者でない第三者が原告適格をみたとする基準とされたが、とくに②個別保護要件の適用が厳しく、第三者の利益は基本的に公益で、特別の明文規定が存在する場合に限って、例外的に個人的利益と認めるとの解釈が基本であった。長沼ナイキ基地事件判決¹⁰⁰⁾も、森林法27条が「直接の利害関係を有する者」に保安林指定等の申請権を認めていることから、原告は②個別保護要件をみたさないとした。一方、伊達火力発電所事件¹⁰¹⁾では、漁業者、農業者、一般住民らからの発電所建設禁止を求める訴えに関して、差止請求の法的根拠として人格権、土地所有権、漁業権は肯定したが、環境権については「国民の承認を得た私法上の権利として現に存在しているものと認識すべきものかどうか甚だ疑問なしとしなさい」として否定した。また、豊前火力発電所事件判決¹⁰²⁾は、地域住民らからの火力発電所の操業停止および埋立水面の原状回復を求める差止請求について、学説の任意的訴訟担当に属する、紛争管理権を取得して当事者（原告）適格を有するとの原告主張を正面から否定した。なお、ここまでの判例は民事

訴訟によるものであったが、国営空港での民間機発着の差止を求めた大阪国際空港事件上告審判決が、1. 2. 2で述べたいわゆる不可分一体論によって、民事訴訟は不適法としたため、以後は差止訴訟の中心は行政事件訴訟法に基づく行政訴訟に移っていく。行政訴訟の取消訴訟においては、原告適格の要件は行政事件訴訟法9条1項に規定されているから、9条1項の文面解釈と考えてもよいが、具体的な考察は次節で行ないたい。

2. 2. 2 原告適格をめぐる法解釈

生態系と人間活動の調整を実現して持続可能な社会を徐々に構築していくという環境学の観点からも、可能であれば事前の差止措置が望ましい。しかしながら、2. 2. 1でもみたとおり、民事差止訴訟における原告適格は困難な問題を生じさせる。環境法も含めた近代市民法は、権利能力の平等、私的所有権絶対、私的自治の原則から考えても国家からの自由権を基本としており、換言すれば、個人が自己責任のもとに自分の権利を行使することは、法令など共通の規範に抵触しない限り、誰の権利も害しないという思想といえる。前述の三つの原則ともに個人を中心としたもので、当事者以外の第三者は基本的に介入しないことを旨としている。民事訴訟もこの思想を前提として原告と被告は当事者であるとする。民法に差止請求の原告適格の要件を直接規定した条文はないので、原告適格は論理解釈の問題となる。民法709条の不法行為責任を用いるが、不法行為で提訴する場合、原告は侵害された、権利または法律上保護される利益を有する必要がある。根拠となる権利として、環境権、憲法13条に基づく人格権、同25条に基づく生存権、環境基本法3条に基づく環境享受権などを想定したが、1. 2. 2で述べたよう

98) 笹倉 [2009] 26頁 笹倉は、ガダマーも適用の契機を強調するが、それは、当面する個別ケースとの関係で [A]～[D] の判断がおこなわれることである、とした。

99) 主婦連ジュース表示事件（最判昭和53年3月14日・民集32巻2号211頁）

100) 長沼ナイキ基地事件（最判昭和57年9月9日・民集36巻9号1679頁）

101) 伊達火力発電所事件（札幌地判昭和55年10月14日・判時988号37頁）

102) 豊前火力発電所事件（最二小判昭和60年12月20日・判時1181号77頁）

に、司法上認められたとはいえない。環境基本法によれば、公害とは、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、および悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずること（2条3項）をいうが、人の健康に係る被害（健康被害）については裁判所もこれを認める。筆者は別の機会に、地球環境問題として提起された14の事項に対する対応を検証したことがあるが、やはり「⑤4有機塩素化合物、⑤5重金属汚染、⑤7化石燃料の排ガスなど人間の健康に直接関わるものには、きちんと対策がとられた¹⁰³⁾」という結論となった。また、健康被害は本質的に個人にかかわるものであることも指摘したい。現在の問題の核心は、健康被害以外の生活環境に係る被害（「生活被害」）および、遠く離れた森林の破壊など健康被害でも生活被害でもない環境の悪化（「環境被害」）の扱いである。第一に、生活被害や環境被害が、民法709条の法律上保護される利益の侵害を意味するか否かである。前述したように、民法は個人の権利義務を想定しており、少なくとも環境被害は個人にかかわるものということはかなり困難なように思われる。第二に、言い換えれば、この法律上保護される利益が、私益、公益に吸収されない個々人の個別的利益、以外の利益を含むかどうかともいえる。第三に、これまでみてきたように、裁判所の判断は、②個別保護要件の適用がきわめて厳しく、環境被害のような第三者の利益は基本的に公益であり、特別の明文規定がある場合に限り、例外的に個別的保護利益を認めるというものであった。つまり、キャンプ場に使える森林が開発で破壊されることを民事訴訟で差止請求しようとしても、要件とされる権利はもとより、法律上保護される利益も有しないとされ、原告適格をみたくないとして、審理をする前に却下されてしまうこ

とが想定され、現実にもそのような判例が多数あるのである。

では、行政訴訟ではどうであろうか。行政事件訴訟法9条1項の「当該処分又は裁判の取消を求めるにつき法律上の利益を有する者」の「法律上の利益」が問題となる。「法律上の利益」が「法律上保護される利益」か「法律上保護に値する利益」かについて学説上は議論があるが、判例は一貫して前者である。とすれば、法律上保護される利益の解釈が問題となる。北村によれば、その解釈に際し検討するものとしては、A 根拠条文のみ、B 根拠条文+個別法全体、C 根拠条文+個別法全体+それ以外の関連法規、の場合が考えられる¹⁰⁴⁾。伊場遺跡事件上告審¹⁰⁵⁾では遺跡の学術研究者が、文化財保護法57条2項の発掘中止命令を受けた者が取消訴訟を起こせることを、同条が例示的規定だとして、県の文化財保護条例の指定史跡解除処分にも準用でき、文化財研究者の学問研究上の利益が法律上保護される利益だとして原告適格を主張したが、最高裁は、県文化財保護条例や文化財保護法をみても②個別保護要件をみたすものではないと判示した。一方、新潟空港事件上告審判決¹⁰⁶⁾は、Cを適用して空港周辺住民の原告適格を認めた。さらにもんじゅ事件¹⁰⁷⁾では、公益に吸収されてしまう利益（反射的利益）か、または公益に吸収されない個々人の個別的利益かの判断は、行政法規の趣旨、目的、法規の保護利益の内容、性質を考慮してなされるとした。そして、これらの基準が判例として定着し2004年の行政事件訴訟法改正において、9条2項として追加されたのである。ここでは、立法化される場合、判例においても認められてそれが追認される形が理想的であるという点を指摘しておきたい。行政事件訴訟法改正後の小田急高架化事件¹⁰⁸⁾で最高裁は、9条2項を適用

103) 高橋 [2016] 76頁

104) 北村 [2011] 93頁

105) 伊場遺跡事件（最一小判平成元年6月20日・判時1334号201頁）

106) 新潟空港航空運送事業免許取消事件（最小平成元年2月17日・民集43巻2号56頁）

107) もんじゅ事件（最一小判平成4年9月22日・民集46巻6号571頁、1090頁）

し、都の環境影響評価条例や公害対策基本法を根拠として沿線住民の原告適格を認めた。ただし、サテライト大阪事件¹⁰⁹⁾では逆の判断もなされており、9条2項だけで行政訴訟の原告適格が大きく拡大されたのなかにお微妙な部分もある。

ところで、原告適格に関連した、健康被害、生活被害、環境被害といった保護されるべき利益について、他の国ではどのような法解釈が行われているのであろうか。米国での事例を3.2.1で検討する。

3 環境評価と法解釈

3.1 環境評価と環境指標

3.1.1 米国における環境評価とCVM

筆者は別の機会に、環境価値の評価方法の一つであるCVM¹¹⁰⁾に関して「非利用価値も評価できるとされる。…しかし、アンケートの客観性などについて疑問を呈する意見もある¹¹¹⁾」と述べた。本稿ではCVMと制度における環境評価について考察してみたい。

もともと米国において環境価値を貨幣的に評価することは、さまざまな局面で制度的に必要とされていた。CVMのアイデアは1947年に示され、1958年に米国内務省国立公園局がデラウェア川領域リクリエーションの便益測定に適用したというが¹¹²⁾、本格的な環境価値の貨幣的評価は1969年の国家環境政策法(NEPA)を契機とする。NEPAはその目的を「人と環境の間の生産的で快適な調和を進める国家方針を宣言すること、環境と生命圏への損害を防止または除去し、人間の健康および福祉を活性化

する努力を促進すること、国民および生態学的体系にとって重要な自然の資源の理解を深めること、および環境諮問委員会(CEQ)を設立すること¹¹³⁾(2条)とし、国家のプロジェクト自体を環境的な調和のもとで進めることをめざした。新澤は、いわゆる環境アセスメントは2段階で構成されるとしたうえでCEQの手続条項の規則を特定し、「この問題は、環境への影響を少なくする便益とそれに要する費用の比較の問題に他ならない¹¹⁴⁾」という。すなわち、NEPAの環境影響報告書においては、費用便益分析の実施が示唆されていたことになる。環境保護庁(EPA)は、NEPAに基づく環境影響報告書を審査・ランクづけする機関として1970年12月に設立された。1978年に化学物質による運河汚染であるラブ・チャンネル事件が発生し、これをきっかけとして1980年12月に制定されたスーパーファンド法301条(c)(1)は、「大統領は、…原油流出または有害物質に起因する自然資源への損傷、破壊または喪失の損害を評価するための規則を公布するものとする¹¹⁵⁾」と規定した。求められる規則はまさしく自然資源の損害を評価することを目的としている。同条項にしたがい内務省は1986年8月に当該規則を発表したが、これについては後述する。

NEPAを受けて、1981年のレーガン政権による大統領令12291号は、年間1億ドル以上の経済的インパクトをあたえる規制導入の際には規制影響評価を行い、「純便益の最大化」が達成されるよう定めた。便益計算について、自然の使用価値がある場合は市場価格に関連させた評価が可能だが、存在価値など非使用価値の場合、市場価格から評価できず、これ

108) 小田急高架化認可取消事件(最大判平成17年12月17日・民集59巻10号2645頁)

109) サテライト大阪事件(最一小判平成21年10月15日・民集63巻8号1711頁)

110) 国土交通省の資料によれば、CVM(Contingent Valuation Method: 仮想市場法)とは、環境整備の便益を、個人や世帯が対価として支払ってもよいと考える金額(支払意思額(Willingness to Pay: WTP))をもって評価する手法である。

http://www.mlit.go.jp/kowan/beneki/images/kaigan_hiyoubeneki_06.pdf

111) 高橋 [2014] 79-80頁

112) 竹内 [1999] 75頁 CVMを使った初期のさまざまな研究についても竹内は言及している。

113) <http://ceq.hss.doe.gov/nepa/regs/nepa/nepaeqia.htm>

114) 新澤 [1994] 15頁

115) elr.info/sites/default/files/docs/statutes/full/cercla.pdf

が長い間の論争のポイントになっている。EPA は 1982年に環境影響評価のガイドラインを作成したが、このガイドラインでは環境規制による健康の便益の評価がクローズアップされた¹¹⁶⁾。EPA は 1981年から 1986年に 15の規則について規制環境評価を行ったが、便益と費用が貨幣評価できて純便益が算出されたのは六つだけだった¹¹⁷⁾。これらの期間に規制影響評価は制度化されたが、実際には限定的に費用便益分析が行われたにすぎない。竹内は EPA と CVM の関係について、第一に、EPA は 1973年以降多くの CVM の基礎研究に対して財政的支援していること、第二に、EPA は予算に限定があるにもかかわらず多くの環境評価をしなければならないため、CVM を少ない費用で使うことに興味があること、第三に、EPA の環境評価は、規制などの意思決定材料であり、CVM による評価金額を誰かが直接に支払うわけではないこと、第四に、したがって、後述する商務省の評価ガイドラインにおける CVM 利用と EPA による CVM 利用とは、かなり意味が異なることなどとまとめている¹¹⁸⁾。

前述したように、内務省は 1986年 8月に大統領から委託を受けた評価規則「自然資源損害評価」を公表した。栗山は内務省規則の特徴について、第一に、復元費用、置換費用、利用価値の低下分のうち、最も低いものを優先するという低額優先ルールが採用されたこと、第二に、CVM を認めたが、市場価格が存在せず存在価値やオプション価値を評価しなければならない場合に使用を限定したことをあげた¹¹⁹⁾。第一点の趣旨は、復元費用が使用価値の低下より大きい場合は、復元しないほうがよいという考え方に基づくものである。第二点からは、

CVM に対する複雑な評価が読み取れる。内務省規則に関してオハイオ州から提起された Ohio 事件¹²⁰⁾で、1989年 7月 DC 巡回区控訴裁判所は、資源の真の価値、すなわち、使用価値の減少を実際に測ることはできないとの考えに基づき、内務省規則における低額優先ルールを拒否した。さらに判決は、自然資源損害評価の対象にはオプション価値や存在価値といった非利用価値も含むとし、その論理的な帰結として CVM の有効性を認めた。1991年内務省は Ohio 事件判決を受け、損害賠償は、復元費用、補償対象価値、および損害評価に要する費用の合計とするよう内務省規則を改訂した。CVM の位置づけは、従来と変わらないものであった。

Ohio 事件と同じ 1989年の 3月には、エクソン・バルディーズ号による深刻な原油流出事故が発生した。同事故がきっかけとなって 1990年に原油汚染対策法が制定されたが、同法は内務省ではなく商務省に新しい自然資源損害評価の規則作成を指示した。バルディーズ号事故での 28億ドルという CVM による損害評価と、約 10億ドルの補償額支払に不満をもつエクソン社は 1992年、CVM による非利用価値の評価に対して批判的なシンポジウムを開催した。アンケートに基づく CVM の評価に対する信頼性と、CVM 以外に非使用価値を評価する方法がないという現実の間で議論が揺れ動いている。原油汚染対策法にしたがい、商務省国家海洋大気管理局 (NOAA) は、1992年から何度もドラフトを公開し、1996年 1月ガイドラインを発表した。損害賠償額は内務省の改訂規則と同じで、補償対象価値は非使用価値を含むものとなった。問題の CVM については、CVM による非使用価値の信頼できる推計が可能で

116) 新澤 [1994] 15頁 新澤によれば、罹病率の削減の便益は、病気になったときの医療費や所得損失を、便益として評価する回避費用アプローチで評価し、死亡リスク削減の便益は、確率的生命の価値に基づいて評価して、(純)便益は、費用を死亡リスクの削減で除くという間接的な評価をいう。

117) 竹内 [1999] 30-31頁 竹内は表 2-1において、どの規制対象について、便益、費用、純便益が分析されたかを示している。それによると、純便益が出せたのは、大気浄化法の PM、炭抗、燃料中の鉛の 3件、水質浄化法の鉄と有機化学物質の 2件、有害物質管理法の PCB の 1件であった。

118) 竹内 [1999] 32-33頁

119) 栗山 [1997] 50頁

120) Ohio et al. v. Department of Interior, 880 F. 2d 432 (D.C. Cir. 1989)

あると結論づけたいうえで、そのための留意点として、①対面でのインタビューを行うこと、③住民投票と同じフォーマットを用いることなど7点をあげた¹²¹⁾。この留意点をすべて満たすためには費用が莫大になるということが、なお議論されている。

3.1.2 エコロジカル・フットプリントの可能性

人間圏と生態系の調整を代替するため、各種の環境指標が考案されていることは1.1.2で述べた。本節では、そのなかでエコロジカル・フットプリント(EF)を取りあげて検討する。EFとは、ワケラゲルとリースによって1990年に開発された「熱力学や生態学の法則に沿って、人間の及ぼす環境負荷(あるいは生態系による恩恵をどれだけ利用しているか)の合計値を出す簡単な計算ツール¹²²⁾」である。計算の出発点は、土地で植物が光エネルギーを化学エネルギーに変換する光合成を行い(カロリー換算できる)糖類を合成する事実から、逆に、現在各自が得ている食物のカロリーより、必要な土地面積を算出することにある。また、エネルギーは放出される二酸化炭素を吸収できる森林面積として表す。その他の汚染物質については、計算の対象としない。白井は「生態系と人間の関係は、「人間活動は生態系生産の範囲内でなければならぬ」…。…「人間の消費(需要)はいくらなのか」と問い、その計算方法を確立したのがEF研究である¹²³⁾」とした。白井にしたがえば、地球表面積約510億ha、陸地面積約150億haのうち、たとえば、生物生産力のある、砂漠や遠洋などを除外した土地を88億ha、同じく海域を24億haの計112億として、その内訳は(ghaで表記する)生物生産力の度合いに応じて調整した

仮想的な土地とする¹²⁴⁾。この112億ghaを62億人(2003年当時)で除すると、一人当たり1.8ghaが平均的な持続可能なEFとなるが、国、地域、組織ごとに同じ計算をして、一人当たりの面積を1.8ghaと比較する。たとえば、算出したEFが3.6ghaであれば、平均的な持続可能なEFの2倍を消費していることになる。また、生態学の法則に沿ったとは、植物が光合成によって糖質を合成し、それを動物が食べ、さらに人間がそれらを食するというメカニズムを基本にしていることであり、熱力学の法則に沿ったとは、光合成から動物、人間への経路は第一法則(エネルギー保存則)を満たし、人間圏というシステムを維持するための(低エントロピーの)資源の流入と(高エントロピーの)廃棄物の生態系への廃棄は、第二法則(エントロピー増大則)をみたしていることを意味する。すなわち、EFの基本的な枠組みは自然科学の法則にしたがったものであるといえる。

1.1.2で福島が再生可能資源についての環境容量を、供給に見合っただけで定常的に存在する人間活動とすることを紹介したが、自然資本(元本)の提供する環境サービス(利子)の範囲と現在の人間活動を、それぞれ土地面積に換算して比較するEFは、まさに福島のいう再生可能資源の環境容量を前提としたものである。森口は、シュミット=ブレイクの提唱したMIPS¹²⁵⁾、EF、エコスペースなど資源量と土地面積への集約をめざすアプローチに共通するのは「環境への負荷を単一ないし限られた数の物的な計測単位に投影していること、この負荷量の持続的なレベルを定めようとしていること、その水準を達成するために全世界の容量を分配する際に、1人

121) RSBS [2005] は、残りの留意点を、②WTAではなくWTPを聞くこと、④環境影響の内容を伝えることから始めること、⑤アンケート対象に支出すると他の支出ができなくなることを伝えること、⑥対象となる環境サービスを代替するものを紹介すること、⑦アンケートの目的が伝わっているか確認すること、としている(201頁)。

122) チェンバースほか [2005] 54頁

123) 白井 [2008] 18頁

124) 白井 [2008] 19頁 単純な面積の内訳は、①耕作地(植物食糧用など)15、②放牧地(動物食糧用など)34、③森林(素材用)37、④エネルギー地(炭酸ガス吸収用の森林)、⑤生産阻害地(道路・建築など建造地)2、⑥生物生産力ある海域24の、計112億haとなる。生物生産力などを考慮した、仮想的面積は、①33、②17、③50、④4、⑤8の、計112億ghaとなる。

あたりの割当量を全世界に公平に分配していること¹²⁶⁾」であるという。とくに三番目の、割当量の分配については議論がある。チェンバースらは「良い暮らしをしたいと人間が願うこと…と、自然の資力の範囲内で生活しなければならないこと…との間には、根本的な軋轢が生じている¹²⁷⁾」と率直に述べている。澤田らは、神戸海上空港開設に伴う環境修復技術としての人口海浜設置について、EFとトラベルコスト法¹²⁸⁾とトリプルアイ(Inclusive Impact Index: III)¹²⁹⁾による評価を試みている¹³⁰⁾。同じく村井らは、羽田空港の再拡張事業を参考として、トリプルアイを用いて海上空港に関する包括的環境影響評価を試算した¹³¹⁾。トリプルアイの計算式にはEFが組み込まれており、EFはここでは純然たる計算ツールとして用いられている。EFについての筆者の見解は3.2.2でも述べたい。

3.2 法解釈と環境訴訟

3.2.1 米国における原告適格法理

2.2.2を受けて米国における原告適格法理について概観するが、紙面の制約もあり、最小限の記載と

する¹³²⁾。まず、米国の連邦最高裁の判事は9名で、首席判事の名前を冠してヴィンソン・コート(1947-1952)、ウォーレン・コート(1953-1968)、バーガー・コート(1969-1985)、レーンクイスト・コート(1986-2004)、ロバーツ・コート(2009-現在)と呼ばれる¹³³⁾。9名の判事はリベラル派、保守派、中間派などといわれ、空席ができた場合は大統領が指名し上院の助言と承認により任命される。

蔡は米国の原告適格論の全般的な傾向について、第一に、基本的に私権モデルの訴訟形式を基礎とする「憲法3条準拠論」が20世紀初頭より生成されたと理解されること、第二に、1960年代には、原告適格と憲法3条と個人的利益要件の三者がむすびつけられたこと、第三に、1970年代後半には①特別かつ明確な損害(事実上の損害)、②因果関係および③救済可能性の三テストを内容とする、憲法上の要件と、④利益保護範囲(利益の圏内)テストなどを例示的内容とする、自制的要件という二本立ての現代法理が確立されたこと、第四に、1980年代に前述の三テストが憲法3条と直接むすびつけられたこと、第五に、1990年代に、市民訴訟条項を含

125) シュミット=ブレイク [1997] は、MIPS を、「製品の全生産にわたるサービス単位当たりの物質集約度、すなわち、サービス単位や機能単位当たりのゆりかごからゆりかごまでの物質消費量」と定義した(125頁)。また、MIPSの利点として物質消費とエネルギー消費を同一の単位で計算できることなど、11点をあげ、逆に欠点として、工業や農林業の活動に特有の「地表利用」を考慮していないこと、物質の流れによる環境に対する特有の毒性を考慮していないこと、生物多様性の問題に直接の関連がないこと、の3点を示した(137-140頁)。さらに、欠点の第一点を補うために、物質とエネルギーの流れを、それがもたらすサービスに関連させたMIPSと同じように、地表利用について関連させた「サービス単位当たり地表集約度」を暫定的にFIPSと定義している(176-184頁)。FIPSはEFと類似した概念である。

126) 森口 [1998] 120頁

127) チェンバース(五頭訳) [2005] 142頁

128) 竹内 [1999] によれば、トラベルコスト法(TCM: Travel Cost Method)とは、(旅行の)移動に要する時間と出費のデータから、非市場財である森林や浜辺などが供給するリクリエーション的サービスに対する需要を計測する手法である(49頁)。また、TCMは、人々がこれら(訪れるための)出費や(賃金を得られたであろう)時間の消費以上の価値をそこに見いだすからこそ、リクリエーション行動を実行に移しているという考えに基づいているという(11頁)。

129) トリプルアイ(III)は、2006年に日本船舶海洋工学会「海洋の大規模利用に対する包括的環境影響評価委員会(IMPACT委員会)」が提案した環境影響評価指標で、計算式は、 $III = (EF + \alpha \text{生態リスク}) + (\sum EF / \sum GDP) (\beta \text{人間リスク} + \text{費用} - \text{便益})$ である。 α は生態リスクを土地面積に換算する係数、 $\sum EF / \sum GDP$ は、EF/経済価値換算係数。

130) 澤田ほか [2008] EFによる評価は資料16頁、トラベルコスト法による評価は資料19頁。澤田らは、IIIの評価結果については、EFと費用便益計算(コスト)を同じスケールで評価することは難しく、係数の整理など、何等かの改善が必要であるという(資料23頁)。

131) 村井ほか [2008] 32-34頁

132) 米国における原告適格については多数の論考があり、ここで引用、言及したものの以外にも、代表的なものとして、金子 [1972-73]、藤田 [1973]、伊藤 [1980]、市川 [1983] などがある。

133) 大越 [2002] 99頁 表3、104頁 表5

む制定法の根拠があっても、憲法3条の要件、すなわち、前述の三テストをみたさない限り原告適格を否定されるようになり、制定法による原告適格の付与さえ、実質的に禁止されるようになったこととまとめている¹³⁴⁾。

木原は、蔡の第一点について、わが国と同じく法的権利または法的に保護された利益が原告適格の要件であったという¹³⁵⁾。第二点については、ウォーレン・コートにおけるリベラル派であったダグラス判事が法廷意見を書いた1970年のData Processing事件¹³⁶⁾があげられる。畠山はこれについて、①事実上の損害テストを憲法第3条の事件・争訟要件と明確にむすびつけたとしたうえで、「今日からみると、ダグラス裁判官（判事）の…憲法解釈は、その後の原告適格法理の発展に大きな禍根を残すことになった¹³⁷⁾」という。第三点の前に、当時の地球環境問題に対する関心の高まりを受けて、1970年に清浄大気法（Clean Air Act）に市民訴訟条項がはじめて挿入されたことと、田井が紹介したように、1972年にSierra Club v. Morton事件¹³⁸⁾判決で、具体的事例に即し「『実際上の損害（①事実上の損害）』とは、…単に経済的損害だけではなく、美学上、環境保全上及びリクリエーション上の利益に対する損害も含まれる¹³⁹⁾」として、原告適格が大きく拡大されたことを指摘しておきたい。前者の条項505条(a)は、「本条(b)項および309条(g)(6)に規定される場合を除き、すべての市民は、(1)(A)本法に基づく流出基準もしくは流出限度、または、(B)当該基準もしくは限度に関して環境保護庁長官もしくは

は州によって発行された命令、に違反していると申立てされる、(i)アメリカ合衆国および(ii)（…あらゆるその他の政府機関を含む）あらゆる人物に対して、または、(2)環境保護庁長官の裁量とされていない、本法のもとでのいかなる行為または義務の遂行に環境保護庁長官の失敗があるとされるところの、環境保護庁長官に対して、自らのために市民訴訟を開始してよい。地方裁判所は、当該流出基準もしくは限度、または当該命令を実施するため、または、場合によっては、環境保護庁長官に当該行為や義務を命令するため、および、本法309条(d)に基づくあらゆる適当な市民罰則を適用するため、争訟金額または当事者の公民権にかかわらず、裁判管轄権を有する¹⁴⁰⁾」と規定し、いかなる市民も清浄大気法に違反する者、国、行政機関を市民訴訟できると解される。これが制定法に基づく原告適格というものである。一方、後者はストーンが樹木の原告適格に関する論文を書き、それをダグラス判事に見せて、ダグラス判事が少数意見のなかでこれに言及したことでも有名である¹⁴¹⁾。またSierra Clubは、環境倫理に関し1882年から1913年のヘッチヘッチー溪谷事件において保全・保護論争をした、ジョン・ミューアが初代会長であった著名な自然保護団体であるが¹⁴²⁾、Sierra Club v. Morton事件において団体訴訟の議論を提起することにもなった。すなわち、連邦民事訴訟規則（FRCP）23条(a)は、「団体の一人またはそれ以上のメンバーは、もしも、(1)団体は多数であるため、すべてのメンバーの訴訟参加が実際的でないこと、(2)団体に共通する法令上の疑義また

134) 蔡 [1992] 2頁

135) 木原 [1991] 160頁

136) Association of Data Processing Service Organizations, Inc. v. Camp, 397 U. S. 150 (1970)

137) 畠山 [2008] 67頁 同事件の「保護法益圏内（④利益の圏内）テスト」について、木原 [1991] 177-181頁を参照。

138) Sierra Club, Petitioner, v. Rogers C. B. Morton, Individually, and Secretary of the Interior of the United States, et al., 405 U.S. 727 (April 19, 1972)

139) 田井 [1976] 4頁 なお、畠山 [2008] 87-90頁、西村 [2000] 151-152頁も参照。

140) <https://www3.epa.gov/npdcs/pubs/cwatxt.txt>

141) ナッシュ（岡崎監修・松野訳）[1993] 251-261頁 ストーンと論文掲載紀要の編集者は、最高裁弁論に合わせて読んでもらうため論文の校正刷りをダグラス判事に送ったという。

142) 高橋 [2013] 52-53頁 なお、岡島 [1990] 54-64頁、85-95頁も参照。

は事実があること、(3)代表当事者の主張または反論が団体の主張または反論の典型的なものであること。および、(4) 代表当事者は、公正かつ適切に団体の利益を保護することでさえあれば、すべてのメンバーに代わり代表当事者として訴えるか、訴えを受けてよい¹⁴³⁾」と団体訴訟の前提条件を規定しているが、同事件判決は、当該訴訟においては形式上、①事実上の損害を受けたメンバーが訴訟当事者として含まれていないとして、暗にFRCP15条の原告の変更による別途団体訴訟の可能性を示唆したのである。Sierra Club v. Morton 事件の影響で環境市民訴訟が激増したとされている。さらに、1973年のSCRAP 事件¹⁴⁴⁾によって、原告適格は極限まで緩和されたとしてもよい。第三点は、1975年のWarth v. Seldin 事件¹⁴⁵⁾などが当てはまるであろう。畠山は「憲法的側面において原告適格は、司法判断適合性一すなわち原告が彼および被告との間に合衆国憲法第3編(条)の意味における「事件・争訟」を見いだすかどうか—を意味することになり」、これにより保守派のパウエル判事の原告適格に制限を加える理論は完成したとする¹⁴⁶⁾。第四点は、1982年のValley Forge Christian College 事件¹⁴⁷⁾や1984年のAllen v. Wright 事件¹⁴⁸⁾が対象となる。前者について西村は、憲法上の要件として、①現実のまたは差し迫った侵害(事実上の損害)、②因果関係、③裁判所による回復可能性(救済可能性)があり、そのうちで①事実上の損害が最も重要であり¹⁴⁹⁾、合わせて「裁判所は、…原告の不服が当該制定法又は憲法上の保障によって保護され、又は規制される

べき利益ゾーンの範囲内にあることを要求している¹⁵⁰⁾」という。後者について畠山は、「権力分立原則が、①②③の意義の解釈に用いられうることを示唆し…しかも、多数意見は、…従来…慎重的要件のひとつと解されてきた権力分立から派生する司法権(原告適格)の制約を、憲法的要件へと移動させようとしている¹⁵¹⁾」とした。第五点は、保守派のスカリア判事の特異な法廷意見で知られる、1990年のLujan v. National Wildlife Federation 事件¹⁵²⁾と1992年のLujan v. Defenders of Wildlife 事件¹⁵³⁾で代表される。最高裁は、①②③は(市民訴訟条項を含む)制定法によっても覆せない憲法3条と直接むすびつく要件であり、極論すれば、市民訴訟条項は違憲であるとする判断すら出せる法解釈をしたということになる。木原は「米国では、…原告適格の問題を連邦憲法3条が司法権の行使を「事件…」又は「争訟…」に限定していることに由来するものと考えてきた。…しかし、原告適格の問題は、…そもそも、当該訴訟の原告が「正当な当事者…」といえるかであり、…司法判断適合性の問題に含めて理解すべきではない¹⁵⁴⁾」というが、まさに畠山がData Processing 事件についてコメントした点と同じであろう。蔡は1990年代までしか論じていないが、そのようななかで2000年にギンズバーグ判事法廷意見のLaidlaw 事件¹⁵⁵⁾判決が出された。畠山は、同判決は、Lujan v. Defenders of Wildlife 事件で確立された原告適格要件の枠組みを承認しながらも、①事実上の損害テストの具体的適用でまったく異なる判断をし、③救済可能性テストでも先例を完全に

143) <https://www.federalrulesofcivilprocedure.org/frcp/title-iv-parties/rule-23-class-actions/>

144) United States v. Students Challenging Regulatory Agency Procedures (SCRAP), 412 U. S. 669 (1973)

145) Warth v. Seldin, 422 U. S. 490 (1975)

146) 畠山 [2008] 102頁

147) Valley Forge Christian College v. Americans United for Separation of Church and States, Inc., 454 U.S.464 (1982)

148) Allen v. Wright, 468 U.S. 737 (1984)

149) 西村 [2000] 155頁

150) 西村 [2000] 156頁

151) 畠山 [2008] 110頁

152) Lujan v. National Wildlife Federation, 497 U. S. 871 (1990)

153) Lujan v. Defenders of Wildlife, 504 U.S. 553, 560-561 (1992)

154) 木原 [1991] 154頁

くつがえしたという¹⁵⁶⁾。同判決は、最高裁が原告適格要件について、ようやく適用の正常化をしたと解される。

最高裁は、最終的で他のすべてに影響を及ぼすという意味で、本質的な法解釈を行う唯一の存在であることがよく理解できる。しかし、わが国と同じように米国においても、原告適格法理に関する最高裁の法解釈にはさまざまな問題がある。ただし、検討できていない点も多いため、今後も継続して考察したい。

3. 2. 2 持続性と環境訴訟

環境学においては、第一に、生態系の原理的な仕組みの理解、第二に、生態系に対する人間の思想および活動の影響の理解、第三に、第一点と第二点に基づく、現状改善の方向性の構築、が想定された。あるべき社会が持続可能なものである点におそらく異論はないだろうが、構築の手法、考え方には多様なものがある。大きく分ければ、現状の社会の枠組みを根本的には変えることなく、その前提で改善、改革していく改善型と、社会の枠組み自体を変更していこうという不連続な変更型がある。前者は、エコロジー的近代化論¹⁵⁷⁾や生物多様性の経済学¹⁵⁸⁾など、社会、経済と環境の調整を経済的に円滑に実現しようとする方法である。一方、後者は、ディープ・エコロジー¹⁵⁹⁾やエコロジズム¹⁶⁰⁾など思想的、政治的に環境優先という発想の転換を前提とし、すべての制度、手続きをこの前提のもとで作り変えていこうとする方法である。当然のことながら、後者には

混乱や現実との乖離も生じると思われる。社会の大勢は穏やかな改革である前者を望み、この考えからは、過去に実施してしまった環境負荷の大きいプロジェクトや構造物などを直ちに全面的に変更するよりも、これから生じる、あるいは生じようとしている環境上問題となるような人間活動を是正することが中心となる。制度としての環境影響評価手続や、環境訴訟において差止訴訟が志向されることもこの傾向に沿ったものといえる。高木は、行政訴訟について「解釈論の機能が、…立法的解決の必要性をひろく認識させることにあると考えれば、…原告は裁判…では敗北しても、…中長期的には政治的な勝利を収めつつあると評価できる¹⁶¹⁾」という。わが国における環境訴訟がある部分、機能不全となっていることは本稿でも指摘してきたが、あるべき社会の構築のための産みの苦しみを環境訴訟も経験しているともいえる。

ところで、第一点の生態系の原理的な仕組みの解明が、研究者の努力にもかかわらずいまだ不十分であることはすでに述べた。では、第二点の生態系に対する人間の思想および活動の影響の理解はどうかといえば、以前から科学と社会の関係について論じてきたように¹⁶²⁾、科学は近代文明に多くの貢献をしたが、価値判断を捨象したこと¹⁶³⁾、二度にわたる制度化によって資本主義、産業化と密接な関係をもったことによって¹⁶⁴⁾、これまで環境負荷を高める方向に進んできたことは否定できない。その結果、ベックは「科学はリスクに対して、その原因でもあり、その本質を明らかにする媒体でもあり、ま

155) Friends of the Earth, Inc. v. Laidlaw Environmental Services (TOC), Inc., 528 U. S. 167 (2000)

156) 畠山 [2008] 238-241頁 畠山は、Laidlaw 事件判決は、①事実上の損害テストに関して、Lujan v. Defenders of Wildlife 事件における、損害発生の可能性が客観的に現実的で切迫したものでなければならないというスカリア法廷意見に対し、重要なのは、環境への損害ではなく、原告への損害の立証であるとして、それを退け、原告に係る地域における経済的・景観的・リクリエーション的利益に対する「合理的なかかわり」と、そのかかわりが侵害されたという主張をすれば十分とした、と説明している。

157) 高橋 [2015] 38-40頁

158) 高橋 [2014] 80頁

159) 高橋 [2014] 68-71頁

160) 高橋 [2014] 70-71頁

161) 高木 [1999] 114頁

162) 高橋 [2011] 63-68頁 また、高橋 [2016] 80-83頁も参照。

た解決の源でもある¹⁶⁵⁾』といい、Weinbergは「科学に発しうるが、科学によっては答えを出せない質問¹⁶⁶⁾」をトランス・サイエンスと呼んだ。また、RSBSは「社会が科学に確実な答えを求めることは、本来無理であり、意思決定の責任は社会の役割であるという議論がある¹⁶⁷⁾』と示唆した。いずれも科学の矛盾した苦しい立場について述べたものである。

しかしRSBSは、同じ報告書においてEFに大きな紙面をさいて紹介している。チェンバースらはEFについて熱力学や生態学の法則に沿った、すなわち科学的根拠をもった計算ツールであるとしたが、同時に、経済が無視されているのではないかという問いに「経済は手段であり目的ではない。それは生活の質を確保するための手段で、自然の資力を越えないようにやりくりすべきだ¹⁶⁸⁾』と答え、また貿易に否定的ではないのかという批判に「貿易を非難しているわけではない。ただ生態学的な視点から見た貿易の不均衡を、目に見えるようにしているだけだ¹⁶⁹⁾』と応じている。EFはあえて規範に踏み込んでいるといえるであろう。すなわち、EFは、科学のみでは解決できないにもかかわらず社会から答えを求められた問題に対する、科学なりの答えなのかもしれない。森口は「意欲的な試みであるが、急進的すぎ、政治的合意を必要とするような用途に使うには非現実的との批判も聞かれる¹⁷⁰⁾』といい、EFなどへ批判があることを認めた。持続可能性と

経済についての議論は避けて通れないことともいえる。広井はあるべき社会の理念として、持続可能な福祉社会を提示した¹⁷¹⁾。本稿の議論は主に持続可能性に関するものであったが、途上国、先進国を問わず格差の拡大が問題となるなかで福祉社会という概念も議論の対象となる。すなわち、福祉社会を支える財源はどうなるのか、福祉社会では資源の効率的な分配は問題とならないのかなどという課題である。この点、あえて無理な質問に答えようとしている科学の誠意に対して、社会の側はその不足を批判するのではなく、それを活かす努力をすべきであろう。この点について、やはりデイリーの見解が参考になる。デイリーは経済と生態系の統合の戦略について、「下位システムである経済がすべてを飲み込むまで拡大する」経済帝国主義と、「経済の境界を縮小してなくしてしまい、その結果すべてが生態系となる」生態系還元主義のいずれも退け、「経済を生態系の下位システムとみなし、経済が自然法則から免れないものの、自然法則による説明に完全に還元できるわけでもないという認識にたつ戦略¹⁷²⁾」を推奨している。実は、EFを支持する側も「EFは必要条件ではあるが、十分条件ではない¹⁷³⁾』として、足りない部分のあることを認めているのである。さらに経済の分野においては、資本主義体制が健全性を保ったまままで継続していけるのかという課題もある。これらの課題が表面化し、問題化したとき、場合によれば紛争となる。環境法や環境訴訟は、

163) 高橋 [2011] 64-65頁 具体的には、デカルトがアリストテレスの運動変化や生命機能における目的因を排除し、目的論的調和世界を間接的に否定したことに代表される。また方法論上の変更もある。

164) 高橋 [2016] 81-82頁

165) ベック (東ほか訳) [1998] 317頁

166) Weinberg [1972] Part of "Introduction"

167) RSBS [2005] 29頁

168) チェンバースほか (五頭訳) [2005] 142頁

169) チェンバースほか (五頭訳) [2005] 146頁

170) 森口 [1998] 120頁

171) 広井 [2001] 115-179頁 広井は、個人の生活保障がしっかりとなされつつ、環境・資源制約の中で長期にわたって存続しうる経済システムという意味で、「持続可能な福祉国家/福祉社会」という概念をとらえた。また、広井 [2015] では、「緑の福祉国家/持続可能な福祉社会」として、資本主義、コミュニティ経済との関係についても論じている (125-215頁)。

172) デイリー (新田ほか訳) [2005] 17頁

173) RSBS [2005] 259頁 RSBSは、EFに対する批判と反論を紹介している (257-260頁)。

こういった本質的な問題についても平穏に議論できる場であるべきであり、またできうと考える。重大な社会情勢になればなるほど、平穏に処理できる場を保ち続けて、難局の打開をはかる機会を待つべきなのである。

■ 今後の課題

環境学の第一点である生態系（システム）の原理の理解につき、生態学者は懸命に努力しているが、原理のひとつと考えられる、ニッチを同じくする生物の共生の解明もいまだ道半ばである。したがって、今後の課題として、第一には、生態システムの理解の進展を注意深く、その進展に合わせた見解を構築することであろう。理解が正確になればなるほど意義ある見解を生み出せる可能性が高まる。また本稿においては、道半ばの状況での第三点である人間圏と生態システムを調整する方策、制度の代替策として、各種の自然の評価や環境指標を紹介し、CVMとEFをとりあげて整理した。EFは一定の科学的根拠をもちながら、一部規範にまで言及している。これらの点を考えると、第二には、価値判断を踏まえた環境指標と環境経済学の対話を促進するための共通枠組みを検討することと考える。否定のための否定でない対話は、双方にとって有意義な果実を生み出すと信ずる。さらに、解釈学と法解釈の関係を簡単に考察したうえで、第三点に関連して、環境紛争の最終的な処理手段である環境訴訟をとりあげ、わが国における実情を簡単に説明して、米国の原告適格法理を部分的に考察した。すなわち、第三には、本稿では十分できなかった、米国における原告適格法理の論点を網羅的に考察し、わが国にどのようにして制度的に導入するかを具体的に検討することが課題ではないかと思う。最後に、現象学と解釈学の関係をさらに考察し、これを適用を含む法解釈に実践的に応用できないか研究することも課題としてあげられる。

■ 参考文献

- ベック、U. (東 廉 / 伊藤美登里訳) [1998] 『危険社会』 法政大学出版局
- チェンバース、N./C. シモンズ / M. ワゲナゲル (五頭美知訳) [2005] 『エコロジカル・フットプリントの活用』 合同出版
- ディルタイ (久野 昭訳) [1981] 『解釈学の成立』 以文社
- デイリー、H. E. (新田 功 / 蔵本 忍 / 大森正之訳) [2005] 『持続可能な発展の経済学』 みすず書房
- ドゥオーキン、R (小林 公訳) [1995] 『法の帝国』 未来社
- ガダマー、G (轡田 取 / 麻生 健 / 三島憲一 / 北川 東子 / 我田広之 / 大石紀一郎訳) [1986] 『真理と方法 I』 法政大学 出版局
- ガダマー、G (轡田 取 / 巻田悦郎訳) [2008] 『真理と方法 II』 法政大学 出版局
- ハイデガー、M (桑木 務訳) [1960] 『存在と時間 (上)』 岩波書店
- ハイデガー、M (桑木 務訳) [1961] 『存在と時間 (中)』 岩波書店
- カント (篠田英雄訳) [1961a] 『純粹理性批判 (上)』 岩波書店
- カント (篠田英雄訳) [1961b] 『純粹理性批判 (中)』 岩波書店
- ナッシュ、R. F. (岡崎洋監修 / 松野弘訳) [1993] 『自然の権利 — 環境倫理の文明史』 TBS ブリタニカ
- オダム、E. P. (水野寿彦訳) [1967] 『生態学』 築地書館
- ローティ、R. (野家啓一監訳 伊藤春樹 / 須藤訓任 / 野家伸也 / 柴田正良訳) [1997] 『哲学と自然の鏡』 産業図書
- シュミット＝ブレーク、F. (佐々木 健訳) [1997] 『ファクター 10 エコ効率革命を実現する』 シュプリングー・フェアクラーク東京
- シュライエルマッハー (久野 昭 / 天野雅郎訳) [1984] 『解釈学の構想』 以文社
- ターナー、R. K. / D. ピアス / I. ベイトマン (大沼あゆみ訳) [2001] 『環境経済学入門』 東洋経済新報社
- Weinberg, Alvin M., "Science and Trans-science", *Minerva*, Vol.10, 1972
- ウィルソン、E. O. (大貫昌子 / 牧野俊一訳) [1995] 『生命の多様性 I II』 岩波書店
- 足立芳寛 / 松野泰也 / 醍醐市朗 / 瀧口博明 [2004] 『環境システム工学 循環型社会のためのライフサイク

- ルアセスメント』東京大学出版会
- 淡路剛久 [2002] 「権利の普遍化・制度改革のための公害環境訴訟」淡路剛久／寺西俊一／吉村良一／大久保規子編『公害環境訴訟の新たな展開 ―権利救済から政策形成へ』日本評論社 23-45頁
- 市川正人 [1983] 「事件性の要件とスタンディング―1970年以降におけるアメリカ合衆国連邦最高裁判決の検討を中心に (一)―(四・完)」法学論叢112巻5号23頁、6号74頁、113巻3号79頁、6号60頁
- 伊藤 眞 [1980] 「米国における当事者適格理論発展の側面 ―「紛争管理権」の比較法的研究(一)(二・完)」民商法雑誌81巻6号753頁、82巻1号1頁
- 大越康夫 [2002] 『アメリカ連邦最高裁判所』東信堂
- 大塚 直 [2010] 『環境法 第3版』有斐閣
- 岡島成行 [1990] 『アメリカの環境保護運動』岩波書店
- 越智敏祐 [2005] 「行政事件訴訟法の改正と環境訴訟の展望」上智法学論集、第48巻3・4号 13-54頁
- 金子正史 [1972-73] 「行政事件訴訟における原告適格―連邦納税者訴訟その田の行政訴訟を契機として(一)―(五・完)」自治研究48巻9号131頁、10号155頁、11号163頁、12号135頁、49巻1号127頁
- 亀本 洋 [1997] 「言語論的転回への懐疑 ―論理実証主義を中心に―」法哲学年報 Vol. 1997 34-56頁
- 亀本 洋 [2002] 「法的思考」平野仁彦／亀本 洋／服部高宏『法哲学』有斐閣189-270頁
- 川嶋四郎 [1999] 「環境民事訴訟の現状と課題 ―大規模差止訴訟における申立主義と当事者適格論に関する一試論」ジュリスト増刊〈新世紀の展望2〉環境問題の行方 95-107頁
- 北村喜宣 [2011] 「新潟空港航空運送事業免許取消事件 ―空港周辺住民の原告適格」別冊ジュリスト206号 92-93頁
- 北村喜宣 [2013] 『環境法 [第2版]』弘文堂
- 木原正雄 [1991] 「米国における原告適格の法理・序説」早稲田法学会誌41巻151-202頁
- 倉坂秀史 [2006] 『環境と経済を再考する』ナカニシヤ出版
- 栗山浩一 [1997] 『公共事業と環境の価値 CVMガイドブック』築地書館
- 桑木 務 [1960] 「訳者のことば」ハイデガー(桑木訳)『存在と時間(上)』岩波書店 3-6頁
- 桑野 隆 [1993] 「危機の言語学」新田義弘ほか編『岩波講座 現代思想4 言語論的転回』岩波書店 3-33頁
- 甲山 隆司 [1998] 「生物多様性の空間構造と生態系における機能」井上民二／和田英太郎編著『岩波講座 地球環境学5 生物多様性とその保全』岩波書店 65-96頁
- 古東哲明 [1987] 「非言語と言語」大森莊蔵ほか編『新岩波講座 哲学2 経験 言語 認識』岩波書店 173-204頁
- 小早川光郎 [2005] 「環境訴訟と行政訴訟改革」環境法政策学会『環境訴訟の新展開』1-8頁
- 蔡秀卿 [1997] 「アメリカ行政訴訟の原告適格法理の展望 ―憲法三条準拠論から制定法準拠論へ―」名古屋大学法政論集 168号 1-40頁
- 笹倉秀夫 [2009] 『法解釈講義』東京大学出版会
- サステナビリティの科学的基礎に関する調査プロジェクト [2005] 『サステナビリティの科学的基礎に関する調査報告書 Science on Sustainability 2006』サステナビリティの科学的基礎に関する調査プロジェクト事務局
- 澤田高侑／大塚耕司 [2008] 「環境修復技術の包括的環境影響評価 神戸空港人口海浜の事例」第20回海洋工学シンポジウム(CD-ROM)
- 白井浩子 [2008] 「エコロジカル・フットプリントの理解と活用を」環境制御(Environment Research and Control), 30, 2008, 13-25頁
- 瀬戸昌之 [1992] 『生態系』有斐閣
- 田井義信 [1976] 「アメリカ環境訴訟における原告適格理論の動向―Sierra Club v. Morton 判例を中心として―」同志社法学 2巻1号 1-4頁
- 高木 光 [1999] 「環境行政訴訟の現状と課題(抗告訴訟について)」ジュリスト増刊〈新世紀の展望2〉環境問題の行方 108-114頁
- 高橋 靖 [2011] 「法思想史からみた近代―技術的思想および産業化を中心に―」甲南法務研究 No.7 55-77頁
- 高橋 靖 [2013] 「環境法をめぐる考察」甲南法務研究 No.9 45-68頁
- 高橋 靖 [2014] 「環境法からみた社会構築」甲南法務研究 No.10 61-84頁
- 高橋 靖 [2015] 「環境法からみたリスク社会」甲南法務研究 No.11 33-56頁
- 高橋 靖 [2016] 「転換期をめぐる一考察 科学と環境法を中心に」甲南法務研究 No.12 73-97頁
- 竹内憲司 [1999] 『環境評価の政策利用 ―CVMとトラベルコスト法の有効性』勁草書房
- 田中成明 [1994] 『法理学講義』有斐閣
- 鳥海光弘 [1996] 「地球システム科学とは」住 明正／平 朝彦／鳥海光弘／松井孝典編『岩波講座 地球惑星科学2 地球システム科学』1-20頁
- 中山竜一 [1997] 「二〇世紀法理論のパラダイム転換」

- 岩村正彦ほか編『岩波講座 現代の法15 現代法学の思想と方法』岩波書店 75-105頁
- 中山竜一 [2000]『二十世紀の法思想』岩波書店
- 新澤秀則 [1994]「米国における環境価値の貨幣的評価の制度的背景と論点」水資源・環境研究 Vol.7 DEC. 1994 14-21頁
- 西村淑子 [2000]「アメリカの環境市民訴訟 ―その沿革、概要及び特色―」成城法学 63号 149-169頁
- 野村豊弘 [2011]「国道43号線訴訟上告審判決―道路の騒音・自動車排気ガスによる侵害の差止めと損害賠償」別冊ジュリスト 206号 環境法判例百選 [第2版] 100-101頁
- 野家啓一 [1993]「ウィトゲンシュタインの衝撃」新田義弘ほか編『岩波講座 現代思潮4言語論的転回』岩波書店 143-181頁
- 畠山武道 [2005]『自然保護法講義 [第2版]』北海道大学図書出版会
- 畠山武道 [2008]『アメリカの環境訴訟』北海道大学図書出版会
- 林 修三 [1975]『法令解釈の常識』日本評論社
- 東 正彦 [1998]「生物間相互作用と生物多様性」井上民二 / 和田英太郎編著『岩波講座 地球環境学5 生物多様性とその保全』岩波書店 97-131頁
- 広井良典 [2001]『定常型社会 新しい「豊かさ」の構想』岩波書店
- 広井良典 [2015]『ポスト資本主義 科学・人間・社会の未来』岩波書店
- 福島武彦 [1998]「環境容量の概念・考え方」環境庁 国立公害研究所 第1回環境容量シンポジウム 1-11頁
- 藤井滋穂 [1990]「自然浄化機能の概念と定量化」宗宮功編著『自然の浄化機構』1-37頁
- 藤田泰弘 [1973]「アメリカ合衆国における行政訴訟原告適格の法理」訟務月報19巻5号59頁
- 松田裕之 [2000]『環境生態学序説 ―持続可能な漁業、生物多様性の保全、生態系管理、環境影響評価の科学』共立出版
- 松本忠夫 [1993]『生態と環境』岩波書店
- 村井基彦 / 養安明理 [2008]「海上空港に関する包括的環境影響評価」日本船舶海洋工学会論文集 第8号 27-34頁
- 森口祐一 [1998]「「持続可能な発展」という概念」内藤正明 / 加藤三郎編著『岩波講座 地球環境学10 持続可能な社会システム』97-126頁
- 山村恒年 [1995]「現代の環境問題」山村恒年 / 横村久子 / 高畑由紀夫 / 横山孝雄 / 入江一恵 / 関根孝道『21世紀へ 環境学の試み 自然と人間の共有の未来にむけて』嵯峨野書院1-14頁
- 鷺谷いづみ / 矢原徹一 [1996]『保全生態学入門 遺伝子から景観まで』文一総合出版
- 和田英太郎 / 大河内直房 [1996]「生態システム」鳥海光弘ほか編『岩波講座 地球惑星学2 地球システム科学』岩波書店
- 和田英太郎 [1998]「生物多様性研究の将来」井上民二 / 和田英太郎編著『岩波講座 地球環境学5 生物多様性とその保全』岩波書店 231-248頁
- 和田英太郎 [2002]『地球生態学 環境学3』岩波書店

本稿による URL の最終アクセス日は、すべて 2016年8月1日である。